

第7回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成16年12月22日（水）10時00分

場 所： 松浦市文化会館 小ホール

第7回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成16年12月22日(水)				開会時刻	午前10時00分
					閉会時刻	午後15時22分
会議の場所	松浦市文化会館 小ホール					
出席した 委員 30名中 30名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	志水 正司	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂
	委員	田島 忠志	委員	村田 末廣	委員	金内 武久
	委員	武尾 嘉明	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ
	委員	日高 雅之	委員	太田 末男	委員	山口 芳正
	委員	永田 俊子	委員	前田 次男	委員	井筒 清治
	委員	廣瀬 茂好	委員	森 眞一	委員	村田 茂實
	委員	吉井 重忠	委員	大畑 安盛	委員	村上 公幸
欠席した委員 0名欠席						
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 5名出席	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田豊秀	幹事	山崎 薫
	幹事	末永 悦二	幹事	斉藤 誠		
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第7回松浦地域合併協議会会議次第

日 時 : 平成16年12月22日(水)10時～

場 所 : 松浦市文化会館 小ホール

1.開 会

2.会長挨拶

3.議 事

協議事項

【継続協議事項】

- * 協議第35号(協定項目33号)環境衛生関係事業の取扱いに関する事
 - * 協議第38号(協定項目 8号)議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- (その2)

【新規協議事項】

- * 協議第39号(協定項目22号)電算システム関係の取扱いに関する事
- * 協議第40号(協定項目31号)公営住宅関係の取扱いに関する事
- * 協議第41号(協定項目37号)建設関係事業の取扱いに関する事
- * 協議第42号(協定項目38号)都市計画関係事業の取扱いに関する事
- * 協議第43号(協定項目40号)学校教育関係の取扱いに関する事
- * 協議第44号(協定項目41号)社会教育関係の取扱いに関する事
- * 協議第45号(協定項目44号)病院(診療所)事業の取扱いに関する事

4.その他

5.閉会

午前10時 開会

大久保事務局長

皆様おはようございます。ただ今から第7回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。第7回の協議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、年末も押し迫りました、そんな大変御多忙の中に、お繰り合わせの御出席を賜りまして、まず厚く御礼を申し上げます。

平成16年最後の合併協議会の開催となりましたが、本年は北松浦一市五町合併協議会の解散から松浦地域合併協議会の立ち上げ、そして合併協議と、本日御出席の皆様方を初め、多くの松浦地域1市2町の関係者の方々には御尽力をいただきました。年の区切りとして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。どうか年明けた新年も引き続き、この合併の決定に向けて御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、国におきましては、一昨日、来年度予算の財務省原案の内示があり、三位一体改革等により一般歳出などを圧縮して緊縮型を維持し、歳入面でも新規国債の発行を抑えて改善を図られてはおられるものの、国債残高は17年度末で過去最高の国として538兆円、地方も含めると774兆円となる状況のようでございます。

地方交付税につきましては、政府が11月末にまとめました全体像の中で、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税などを確保するとしたことを受けて、配分ベースで16年度を下回らず、地方財政に配慮された予算となっております。国、地方ともども人口減少、それから少子・高齢化の進展に向けて、引き続き財政構造改革を着実に進めていく必要があると思います。そのことも含めた一つの手段として、地方において今合併協議が進められているところであります。

さて、前回の当協議会は12月8日に福島町で開催し、継続協議7項目、新規協議4項目の御協議をいただき、その中で9項目を確認していただいたところでございます。特に議会議員の定数、そして選挙区の取り扱いにつきましては、小委員会には大変な御苦労の中で集約していただき、その経過、結果の報告を受け、提案、議論を踏まえたところで、各市町において意見の集約をお願いいたしましたところでございます。

これまでの協議により28項目の協議が終わり、3項目が継続、残りが13項目となっております。本日は新たに7項目を御提案する準備をいたしておりまして、終日の予定となりますが、委員皆様方にはいろんな角度から積極的な御意見をいただきまして、よりよい協議が進みますよう心からお願いを申し上げます。

結びに、本日御出席の皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしますとともに、実り多い協議会となることをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本日もよろしくお願いをいたします。

大久保事務局長

それでは、早速、第7回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会の規約に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長をお願いいたします。

吉山会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、継続協議事項の協議から始めたいと思います。

協議第35号 環境衛生関係事業の取扱いに関することについて議題といたしたいと思えます。

住民環境部会長から説明をお願いいたします。

山田住民環境部会長

皆様おはようございます。住民環境部会長を仰せつかっております鷹島町の山田でございます。どうかよろしくお願いをいたします。座ったままで説明させていただきます。

まず、皆さんのお手元に議案の修正が参っておるかと思えますけれども、調整内容の7ページをお開き願いたいと思えます。7ページの資源物回収補助金の調整内容を修正いたしまして提案をしておりますので、まずそれから御説明を申し上げます。

前回提案では、「資源物回収補助金については、松浦市の例による。」ことといたしておりましたが、今回「資源物回収補助金については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。」といたしております。

資源物回収補助金につきましては、一市五町合併協で確認されたものをそのまま踏襲して、松浦市の例によるとしていたところでございますけれども、現在、資源物の補助金交付対象は、松浦、福島両市町とも古紙のみでありまして補助単価は異なっておりますが、手続につ

いても大きな差異はございません。

資源物の回収につきましては、御承知のとおり、循環型社会の形成とごみの減量化を図り、また環境教育の醸成や住民の意識向上などが期待できまして、補助制度そのものは大きな意義を持っていると考えておるところでございます。しかし、財政的な詰めをまだ行っておりませんので、合併までに調整することといたしております。

それでは、環境衛生関係事業の取扱いについて提案項目のみを朗読させていただきます。

ごみの収集運搬、収集区分・回数、収集日、処理方法については、合併後調整する。

各市町所有のごみ収集車両及びごみステーション（ごみ箱）については、新市に引き継ぐ。最終処分の方法については、合併までに調整する。

指定ごみ容器、ごみ搬入手数料、一般廃棄物処理業許可手数料等については、合併までに調整する。

ごみ袋の販売方法及び販売手数料については、松浦市の例による。

生ごみ処理機器購入補助金については、松浦市の例による。

不法投棄対策については、新市に引き継ぐ。

し尿の収集運搬、処理方法、し尿処理手数料等については、合併後調整する。

各市町所有のし尿収集車両等については、新市に引き継ぐ。

資源物回収補助金については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。

公害の規制及び防止指導については、新市に引き継ぐ。

火葬場については、新市に引き継ぐ。

火葬場使用料については、一部事務組合の動向を踏まえ合併までに調整する。

墓地については、新市に引き継ぐ。

環境衛生関係組織については、統一する方向で合併後調整する。

病害虫駆除については、薬品の種類、配布方法について合併までに調整する。

環境物品等の調達方針、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策実行計画等については、新市において新たに策定する。

既に供用を廃止し、又は合併までに廃止されるごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設については、合併後処分計画の調整を行う。

これで環境衛生関係事業の説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第35号 環境衛生関係事業の取扱いに関することについて、前回お渡ししました7ページの内容を変更し、2ページの上段、資源物回収補助金についてはという部分の修正が出された中で、加えて説明があったところでございます。

これより質問、意見を受けたいと思います。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。7ページの修正の項目についてお尋ねをいたします。

ただ今報告がありましたとおり、合併までに調整するという変更があつておる訳ですが、聞くとところによりますと、この前は資源物ですか、松浦の方に書いてある分についてと福島については古紙と書いてある、文面の違いでこうなっているんだという説明があつた訳ですが、今のところ、そういう説明は今なかった訳ですが、もう少し具体的になぜ調整する項目になったのか、ちょっとお尋ねいたします。

吉山会長

はい。

瀬戸事務局職員

合併事務局の瀬戸です。前回の資源ごみの補助金の関係につきまして経過等、私の方から説明をさせていただきました。その折に私の方から、松浦市につきましては資源ごみ、福島町につきましては古紙というようなことで、1市5町の折につきましては、松浦市におきましては資源物で、まだ他にも回収をされておるといふようなことでの私の説明となつていたんですけれども、十分私の方も把握しないでの御説明、御回答といふようなことで、松浦市の方につきましては資源物として古紙のほかにも回収はされておりましたけれども、補助金としては古紙のみの対象であつたといふようなことで、そういうことで今回におきまして、内容的にも同じ制度であるといふようなことで合併までに調整する。

また、御意見といたしまして、そのときの御意見といたしまして、福島町の方の補助金に合せてはどうかといふような御意見も多々あつたところでもありますけれども、その松浦市の補助金の額から福島町の補助金の対象の方にした場合に、年間で1,200千円から1,400千円ぐらいの増が見込まれるところでもあります。そういうことがありまして、いきなり福島町の例にするということにも、事務局といたしましては財源的なものが伴うところもありますもんですから、今回、合併までに調整するといふようなことで再提案をさせていただいたと

ころであります。

以上です。

吉山会長

はいどうぞ、山口委員。

山口委員

福島の山口です。わかりましたけれども、前回は言いましたけれども、各団体の助成ですね、補助金については是非いろんな削減、各団体も削減されてそれぞれ大変かと思えます。また、この団体というものが地域を、まちを興す活力になっているかと思えます。是非その辺の調整をですね、松浦市じゃなくて、できるだけ配慮していただきたいと思えます。

あと、回収業者については、やっぱり調整も必要かと思えますけれども、その辺も含めてぜひ前向きに、どちらが前向きかわかりませんが、検討していただければと思えますので、その点もよろしく願いいたします。

吉山会長

いずれにしても、合併までに調整をするということですね。このことについては協議会の中で調整の段階も踏まえながら、協議会の中で今後とも議論の対象になっていく事項だということで、合併までに調整するというので修正を図ったということでございます。

その他 ありませんという声が出ましたけれども、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、調整項目、2ページ目の部分を一部修正する形の中で改めての提案がございました。提案どおり、その修正を含めた提案のとおりで確認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

それでは、引き続き、協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること（その2）についてを協議題といたします。

このことは、前回の協議会で小委員会より検討の経過、そして結果の報告を受け、提案、議論を踏まえたところで、各市町において意見の集約をお願いいたしましたところございました。まずは事務局から調整原案の再度の提案をお願いしまして、調整等々についての御報告

をそれぞれまた引き続きいただきたいと思います。

事務局、お願いいたします。

大久保事務局長

それでは、前回協議会で御提案申し上げました協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること（その2）について再度御提案を申し上げます。

新市の議会議員の定数は、20人とする。

設置選挙に限り、合併前の各市町の区域ごとに選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。

- ・松浦市の区域 14人
- ・福島町の区域 3人
- ・鷹島町の区域 3人

以上、提案申し上げます。

吉山会長

ただ今協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること（その2）について、前回同様の提案の説明が終わったところでございます。

それで、それぞれ前回意見集約をお願いしておったところでございます。それぞれのお立場で、その御報告をいただいた上で、議論を深めてまいりたいと思います。

それでは、それぞれの立場から御発言をお願いします。はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島の椎山でございます。今月の14日の日ですかね、うちで議員さん全部寄っていただいて、この件に関しましていろいろ協議をしました結果、やはり選挙区を設けてありますので、また飛び地でもある、離島でもあるということで、福島さんが4を希望されれば、うちも4を希望するというので、議員さんの意見は一致しているところでございます。

唐津・東松浦合併協の場合も、やはり1万人のところも3名ですかね、5,000人のところも3名ということで、そういうことで、よその合併協もそういうふうなことになっているから、できれば福島さんと肩を並べるような形の方がいいんじゃないかなというふうな意見の集約を見ておりますので、御報告を申し上げます。

吉山会長

じゃあ、引き続き松浦の立場ですね。はいどうぞ、田中委員。

田中委員

前回も出ましたけど、松浦市を13名、福島町を4名、鷹島町を3名ということではいかがでしょうか。

吉山会長

田中委員としての御意見ですね。

それで、一応調整作業を前回お願い申し上げておりましたんで、田中委員の御意見はまた後ほど伺いたいと思いますんで、すみません。

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本でございます。うちの議会の意向としては、ぜひ4名をお願いしたいということでございます。なお、この後、今から発言する部分につきましては、私の意見でございます。

先般も申し上げましたように、また、先般協議会の中で小委員会の委員長の報告がございました。委員会の中で大変議論を重ねてきたのが、14、3、3という数字だということでございました。小委員会で議論された主な部分として、まず定数20という部分と、格差を2倍以内にとというのが大きな部分であろうと私は思う訳でございます。この二つの大きな部分をクリアする数字として福島4名、先ほど田中委員の方から発言がございましたように、松浦13、福島4名、鷹島3名、これであれば格差は2倍以内でクリアすると思いますので、私はその線をお願いいたしたいと思います。

以上です。

吉山会長

ただ今集約の結果と、松本委員の御意見ということで出されたところです。一応議会のということでお話ございました。

では、松浦としてはどうですかね。集約 はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村です。先日の小委員会の報告を受けて、これはやっぱりそれぞれ立場、市町の立場で真剣に議論をされたと思います。その中で導き出されたのが、定数20の中で14、3、3という報告を受けた訳です。

それで、先日の委員会報告を我々は尊重すべきじゃないかという私は主張をいたしました。

その中で、今日は初めて協議会の場に出されたから一応持って帰って、それを下敷きにして意見集約してもらいたいという会長の考えでありました。私どもは持って帰ったとですけども、この14、3、3という構成ですね、これは絶対もう私どもは守らばいかんということに集約をしております。

吉山会長

それぞれ立場の中で集約をした結果を御報告いただいたところです。鷹島町としては、前回の議論の中での福島町さんが4とおっしゃるならば、やっぱり同数、対応すべきだという意見集約だということです。それから福島町としては、議会サイドとして、やはり13、4、3という形の中で対応を是非という話でした。それから、松浦の立場では、福村委員から絶対という表現をなさいましたけれども、小委員会の意見の集約の結果を尊重すべきだという、そういう話であったところです。

これらを踏まえて、それぞれ集約の結果が、実はお聞きのとおり違う訳でございました。微妙な部分がありますけれども、集約された結果としてはそういうお話でございました。このことを踏まえて、これより協議会としての議論を進めていきたいと思っております。どうぞそれぞれ御意見をいただきたいと思いますが、先ほど田中委員、御意見を出されましたので改めて。はい。

田中委員

先ほどと同じように、松浦市が13名と福島町が4名、鷹島町が3名でいかがでしょうか。松浦市も議員を削ることでとても頭が痛いんですけど、やっぱり福島町さんの方に1人、そちらの方に3、3とありましたけど、足すということでいかがでしょうか。

以上です。

吉山会長

はい、どうぞ森委員。

森委員

鷹島の森でございます。私は、福島さんからこの前の時点で出た訳でございますが、私自身の考え方をちょっと述べさせていただきます。

減じることのみが、私はこうした合併ということが、あるべきではないんじゃないかと。やはりそれなりの一つの枠ということをきちっとお互いが考え合うべきじゃないかと、このように思っておる訳です。議員の枠を狭めてしまう、これが果たして合併という意義の中に

入っていくものかどうか、ちょっと私は不信に思っております。

まず、私はそのためにこの際、やはり福島4、鷹島も4という形で提示をしてみたい、そういうふうに意見を持っております。どうしてもこれは経済的に、また、どうしてもいろんな形で金が要るんじゃないかということばかりを頭の中に置かれるなら、それならそれで議員の報酬問題にも絡んでくるんじゃないか。必ず金というものが、どういう動かし方をするかがこうしたことの中で入っていくと思います。どうぞ皆さん方が、この中で、あそこはこうこうということじゃなし、あれをたたき台に先日小委員会でしていただいております。私はそれを踏まえて、やはりここで4、福島さんも4と言っておられます。やはり4という形を鷹島にもしていただくなら、それで私は納得しようと思います。

先ほど言いましたように、これには議員の報酬ということもかなり絡んでまいります。絡ませたいと思います。そのためにこういう発言をさせていただきます。これから先、後でまたしていただきますが、議員の定数、いろんな特例報償とか設置定数とか、いろんな問題というものを伺いしながらしたいと思いますが、まず、このような私の意見でございます。

吉山会長

ただ今13、4、3というお話、それから14、4、4という、定数を増やすのについては財源的な部分で報酬というものを絡めながら解決してはどうかという御意見でございました。

はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。私も小委員会のメンバーであったことから、私は何のために小委員会で何時間もかけて話し合いを持っていったのか、その人数のことも4人、4人、あるいは3人、4人、どの例も全部出ました。そして、それをいろいろ検討して、その結果が14、3、3と出した訳です。そういった委員会に付託したからには、やはりそれなりの意味を持ってやっているんですから、その結果をやっぱりもっと尊重して欲しい。

今のような形でそれぞれ、地区でまたどうだこうだと言えれば、結局また、もとのもくあみで切りがありません。私はあくまで小委員会の一員として、小委員会が出した結論はしっかりと尊重して、それを取り入れてほしい。そういう願いを持っております。

以上です。

吉山会長

ずっと御意見をそれぞれ はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田ですけれども、本当にお世話さまになって、お願いでございます。

今おっしゃったように、本当に小委員会の方は大変な御苦勞をなされたことは十分にわかりますね。でも、そこでこうなったから、だからとおっしゃる気持ちもよくわかるんですけども、私は一応町民の代表としてこの会に出席させていただいた中で、松浦の議員さんの方はそのままの数字でいいんじゃないかということも先ほどおっしゃったんですけども、移動をします私たち福島町にとりましては、やはり今期限りだけでも1名の方を増やして欲しい、何とかお願いをしたい。

本当に松浦の皆様方を信頼し、信じることも大切です。そう思います。けども、何とかして1名増やして欲しいという気持ちを持っておりますので、何とかそこらあたりをお考えいただいて、お願いがございますので、4名に何とかして欲しいんです。松浦の委員の皆様方、それから本当に小委員の皆様方、委員会をなされた方にとりましては本当に御苦勞だったと思います。どうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

吉山会長

しばらくそれぞれ自由に御発言をお願いしたいと思うんです。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。この問題については、当初から御案内のように、この協議会の中でかなり意見が出て、その集約ができなかったということで、小委員会に移行して、そして小委員会の中であらゆる、今出たいろいろな希望の問題も含めて議論をしていただいて、大変な御苦勞をかけてきたと思います。

私どもの議会としても、これで満足しておる訳じゃないんですよ、松浦も。それで、やはり問題は、小選挙区をつくるかつくらんかの問題も相当議論があったんですよ。一緒にやったがいいじゃないかと、一つの選挙区で。そういう問題も含めて、内部的にはいろんな問題がありました。しかし、お互い飛び地である、また島である、そういうことを配慮して、やはり選挙区を設けてひとつやるということで、福島町、鷹島町さんが非常にそれを望んでおられると、ならばそうしていこうじゃないかということで、最終的にまとめた問題ですよ。

それで、その3、3、14という数字につきましても、決して私どもの議会としても満足しておるものじゃないんです。しかし、そこを抑えてきて、こういうことでお互いが譲り合っ

ていかなければ、合併の根底にかかわる問題だということからして、私どもも譲った気持ちで今日臨んでおる訳です。だから、このことが恐らくいろんな形で、それはそれぞれの意見はあると思います。しかし、最終的には合併を進めていこうというその目標にやっぱり沿っていかなきゃいかん。そのためにはお互いが譲り合っていかにゃいかん、そのためにはやはり小委員会が出された結論、それを重く受けとめて私は進めていく。だから、この協議会の中で決めていく問題ではございますけれども、これを長く引きずっていくというのは、市民感情としてもよろしくない、私はそう思います。したがって、この小委員会が出された3、3、14という数字で私はぜひとも皆さん方も御理解をいただいて進めていただきたい、そのように思います。

吉山会長

引き続き御意見を賜りたいと思います。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。私も小委員会のメンバーでございまして、小委員会の中で相当議論をした訳ですが、まず私が小委員会の中で盛んに申し上げたのは、やっぱり民主主義の根底を覆すべきではないと。やはり一人一人が持っている1票の格差というものを余りつけることは好ましくないということから、議論を私は始めました。そういった中で、最大は2でしょうという話をしました。今、先ほど福島の方のおっしゃったように、最大は2ですよと。ただ、その最大の2をどこを照らし合わせて言ってきたか。

やっぱり人口の順でいくと、松浦、福島、鷹島となる訳ですね。一番最も少ないところをやはり優遇する、これが大事だと思うんです。いろんな意見を言うときも、一番優遇すべきはやっぱり小さいところだと思うんです。そこで、確かにその格差というのはそんなにないとおっしゃるかもしれないけれども、数字として表れている、人口の格差は明らかに表れている。その中で最も優先すべきは、やはり人口の少ない鷹島であろう。そういうことで、その鷹島と松浦との1票の格差を2を超えてはならないという意見を出しました。

今おっしゃるように、福島を4として松浦を13とすれば2を超えないじゃないかとおっしゃいます。確かに1.989ぐらいですかね、1.99になります。ですから、1.99になるから2を超えないじゃないかというのは、これは最初の私が言ってきた論点からすると、最も小さいところに対する配慮でありましたので、そうなるやはり鷹島町さんだって、じゃあ4くれというお話になると思います。そうしますと、じゃあ松浦の人口をどうすればいいのか、松

浦の定数をどうするのかがとなりますと、17とか16になるんですよ。これでは今の松浦市民の皆さんの合併に対する思いからいうと、理解は得られない。

特に2を超えてしまうようなことはできませんので、そうするとどこかを削らんといかん。そういったいろんな議論をしながら、最終的に松浦14、そして福島、鷹島町さんはそれぞれ3、3という議論をした訳ですね。これは議論の中では、仮に住民訴訟が起こったらどうなるんだろうか、そういう議論もいたしました。やはり2を超えるということになると、これは違法という形になっているので、これはいかん。そういったいろんな議論をしながら出してきた問題ですので、確かに御不満な点もたくさんあると思います。

松浦市の中にだって、今寺澤委員がおっしゃったように、そういう意見があるなら、じゃあ選挙区を一つにしてやれば1票の格差なんてない訳だから、すべての新しい市民の1票が公平に扱われるじゃないかという意見だってあった訳です。しかし、そういうことをやってしまうと、やはり議論をする中で、もっとも第1回目に議論をしたように、小さな意見を集約できないんじゃないか、不安がいっぱいあるじゃないかということ解消するというためには小選挙区を設けんといかんということで今回の結論が出ている訳ですので、是非、不満があることは十分わかりますし、何とかこれを理解していただきたいという思いも十分わかるんですが、お互いに認め合うところは認め合っていないと、この合併そのものが難しい方向に行ってしまうという不安がありますので、御理解をいただきたい。私はそう思います。

吉山会長

はい、どうぞ引き続き。はい、井筒委員どうぞ。

井筒委員

鷹島町の井筒でございます。先日の小委員会に私も加わった一人でございます。ただ今いろんな御意見が出ましたけれども、この議員の定数の問題は、やはり私も小委員会の集約を尊重していただきたいというのが第一の思いでございます。といいますのは、やはりそれをまた翻すということになれば、これはまた元に戻ってしまって收拾がつかないような雰囲気になるんじゃないか、そういうような懸念をいたしております。そこで私といたしましては、もういろいろそれぞれの地区の思いはありましようけれども、この小委員会の決定をここではっきり決めていただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

吉山会長

それぞれ御意見を伺っているところでございます。それぞれのやっぱり置かれておる地域の事情というのも思いはかり、それぞれの意見が出されております。今のところ集約しますと、やっぱり小委員会の方ですね、議論の経過、集約というのを尊重すべきだという御意見、それからさらには、飛び地である、あるいは離島である立場の中で1人でもやっぱり増やしていただく訳にはいかんか、そのことについては報酬も含めた見直しもということでの御意見が今それぞれ出されているところでございます。もうしばらく、それこそかけ合いみたいなことになるかもしれませんが、御意見をそれぞれ出していただこうかなと思っております。

はい、太田委員どうぞ。

太田委員

福島町の太田です。私も小委員会で検討した一員でございしますが、松浦14人、福島、鷹島、3、3ということで小委員会では決まっておりましたけれども、私はそれに対して賛成ということも一言も言うておりません。私が思うことは、やはり福島町4名、鷹島町4名ということで、21名で決めていただいて、そういうふうな感じになるわけでございますが、私たち住民としては、合併した後は町四役もなくなってしまおうし、だれに住民の意見を訴えるかという、市議会議員さんしかないと思います。

そこで、議員さんの報酬がですね、ちょっと平戸と比較しますと、松浦の市議会議員さんの報酬の方が少し高い訳ですね。それで、20千円ちょっとぐらい高いと思います。そこで、報酬を少し下げさせていただいて、21名ということでやっていただいたらどうだろうかという考えをしております。これは私の個人の考えです。

吉山会長

そうしますと、ちょっと数字的なことで申し訳ないんですが、4、4ということ踏まえて21ということは、13が松浦というとらえ方でいいんですかね。それで21、報酬を平戸の今の報酬に云々ということでした。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。私も小委員会に属しておった訳ですけども、それぞれ小委員会におられた方々が、それぞれまた小委員会と同じような内容の話をされているんで。

ちなみに、すべて20以上のような話になっているんですね。小委員会で私は以前から言

っていたように、17を主張しております。3、3、11というような形でどうだということと言った訳ですけど、結果として20名ということになりましたんで、小委員会のメンバーとしては、決まったことに関しては尊重せにゃいかんということで黙って見ておった訳ですけども、また同じような議論に戻っているみたいなので、それでいいんであれば3、3、11もまた検討していただきたいというふうに僕は思っております。

吉山会長

小委員会では、大方の意見の集約ということでの報告が実はあっておりました。満場一致での結果ではないということですから、議論がそれぞれあったし、それぞれの態度表明というやつも幾分違っておったろうかと思うんです。

それはそれとして はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。私も小委員会ですから、一応口止めされておりますけれども。

私ちょっと感じる訳ですが、前回、協議会の中で小委員会の意見を尊重し過ぎたために解散という結果があった訳ですね。今回、小委員会には恐らく議員の何人、何人は余り論議せんで、小委員会にちょっとたたき台をつくってくれんかという話やったろうと思います。多分そこまで、尊重とかそういう言葉じゃなくして、恐らく普通幹事会で出されたことをここに上げられるですね。その中を、数字までちょっと出してくれんかという感じの中で小委員会があったと思います。委員長さんも大変苦労されてこの数字を言われた訳ですけど、一応たたき台だということでは話があつておる訳です。

それを尊重すると松浦さんの方が言われる訳ですけども、やっぱり前回のことも考えたら、尊重することは尊重しても結構ですけども、それを尊重するんじゃなくて、考えるところは考えていただきたい。本当に合併、私たちは本当不安です。何が不安かと言われるわけですけども、離島とか島になれば、合併になったときに本当に3人でいいんだらうかと。多いほど、こしたことはなか訳ですけども、是非私は4人で福島はお願いしたいというとはそれがある訳。そいけん、余り尊重、尊重と言われても、前回の二の舞をするんだ、何のため前回のことがあったんだらうかというのがありますから、それを少し、一応ちょっと訂正をさせていただいて、私たちの意見を聞いていただいをお願いを聞いていただければと思いますので、よろしゅうお願いいたします。

吉山会長

実は小委員会の結論というのは、合併協議会で小委員会に付託する分については、たたき台をつくっていただくというのは、これははっきりしておったことです。そういう状況の中で議論をされた、小委員会で議論をされた。その苦労というやつも含めながら、尊重すべきでないかという御意見があるということ。

一方で、やっぱりたたき台なんだから、協議会の場で議論をしていいんじゃないかという、そういうそれぞれ御意見があっただけです。これはこれで協議会の姿として、小委員会でコンクリートした形ということは決して言っておりませんので、それはそれでいいと思うんです。

しかし、そういうことも踏まえながら、この協議会の場で合併に向かってどのような対応をすればいいのかという部分は、これは不動だと思うんです。そういう視点の中で、お互いにやっぱり議論を交わし合いたいと思うんです。まだ私としては午前中いっぱい、この議論をやりたいと思っております。そのぐらいの気持ちで、是非御自由な御意見を言っていただきたいと思っております。こういうことで、御自由なといっても水かけ論ということも出てまいります。水かけ論でもいいと思うんです。そんな中で、それぞれの思いというやつを、きちとした理論を持って対応して欲しいなと思っておりますので、お願いをしておきたいと思っております。

はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村です。今、小選挙区を設けて、それぞれの議員の割り振りをするということですが、それぞれの立場があるのはわかります。私どもはその前に、議員の数の前に、離島、僻地を抱えた合併が果たしてこれでいいのかという意見まで出ておる訳ですよ。そこら辺も波及せんとは限らん。

先ほど寺澤委員から話がありましたが、大体松浦市の意見はそのような、市民の意見は集約された意見だったと私は思います。したがって、ここに来て最初に戻って、それぞれ自分の勝手なことばかり言いよったっちゃ、これはまとまりません。半日かけるって会長は言いよりますけど、まとまりませんよ。したがって私は、いろいろ苦労して導き出されたこの結果を尊重すべきであると。そうせんと、まとまりません。これをまた長引かせて、持ち帰りでもしたら大ごとしますよ。合併そのものにひびが入る。そのように私は、今度の議員の数の問題については心配しております。

吉山会長

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。この定数の問題については、委員長ということで本日は発言は控えさせていただこうかなと、こう思っておりましたけれども、現在、私としては、小委員会で14、3、3ということについてはいろいろ意見出ましたよ、このことについては。やっぱり人口のことも考え、また離島、飛び地ということも考え、そうした上で、だったら最後に出てきた話が、やはり人口を重視すべきだと、公職選挙法にそう謳ってあるということで、最終的には離島、僻地ということも十分考えた上で、14、3、3というような決定をさせていただきました。このことについては、26でもいいじゃないか、17でもいいじゃないか、いろいろ意見は出ました。だったらどうするかということで、いろいろ議論した上でのこれは結論になった訳ですけれども。

やはり私は、なぜ議員の数にそのようにこだわらなければならないのかなと実際は思っております。14、3、3という数字は、結局は松浦市を100として考えたときの話でございますので、松浦を14にすれば、福島4というのは1.99ですか。そうすると、鷹島を今度4に持っていくと、2.37というような数字になってきます。それで、やはりこれは数字だったら何とか処理できるんですよ。ところが、人間を数字に分けてやんなさいといったって、そんな0.5を捨てて1にするのか、0.4を捨てて1にするのか、なかなかこれは難しい問題でございます。そうなれば、もうある程度のところで切り上げ、切り捨てということもありませんけれども、やはり全体枠を見て、福島さんと鷹島さん幾ら違いがあるのということも出ました。いうことで、そこで1,000から差があれば一つ多くなるのかなということも考えた訳ですけれども、福島、鷹島、地理的にも人口的にもさほど変わらないということで、3、3というようなことではいかがでしょうかということで、そのように決めさせていただきました。

それで、私は一つだけ申し上げたいのは、この問題で、必ずしも小委員会で出た数字を尊重してくださいとかなんとかは申し上げませんが、やはりこの問題で長引いたらどうでしょうか。私は、これは住民感情として物すごく悪いイメージを与えるんじゃないかなと、こう思っております。議会としても、さあ、今はどうでしょうか、議会の主導権のような形で、数も出てきておるような感じもせんでもない訳ですけれども、自分たちの護身のことは

かり考えておるんじゃないのと、こう市民から言われる可能性もあるんですよ。それで、余りこれ、年越しての結論というよりも、もう本日何とかの形で、いい線で決着がつけばなど、私はその方が一番いいんじゃないかなと、こう思っております。よろしく願いいたします。

吉山会長

小委員長という立場も踏まえながらお話が、御意見があったところでございます。私としても、年越してということはまたどうかなと思います。しかし、今日まとまらなければ、それはもうやむを得ない話でございますけれども、でき得ればという思いの中で、お昼まではかかる覚悟でありますよということを先ほど申し上げた訳ですけれども、真剣にこのことは住民皆様方のことも含めながら、協議をさらに続けたいと思います。

そこで、一旦区切ります。10分間休憩をいたします。再開を　　そうですね、ちょっと時間をとりましょう。15分しますから、11時10分に再開ということにいたしたいと思います。

午前10時55分　休憩

午前11時11分　再開

吉山会長

それでは、約束の時間が参りました。再開をいたします。

先ほどから協議第38号　議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること（その2）について、御意見を伺っておるところでございます。引き続き御意見を伺いたいと思いますが、はい、松本委員がちょっと先に挙がっていたようです。

松本委員

福島は松本です。いろいろ議員の件について意見が出ておる訳ですが、我々議会から出てきておる委員にとりましては、一応議会でこう、それぞれの議会が決めてきておるこれを無視した発言はでけん部分がある訳ですよ。だから、松浦は松浦の議会で決められたことを主張なさる。鷹島も福島も一緒ですね、今のところ。これではつづまりがつかんと思いますので、私は民間から出てきておられる委員さん方に一任してはどうかと思いますが、どうでしょうかね。そうせんことには膠着して、前進はできないんじゃないかと私は思っております。

吉山会長

協議会の場でございます。意見の集約はお願いをしております。そのことを踏まえながらの御意見を、協議会としてどのようにするのかということで御意見を伺っておるところでござ

ざいます。

今の松本委員の御提案は御提案として一考を要する部分があるのかなと思いつつ、だからといって、そのことをすべて一任ということにはならないと思いますので、引き続き御意見を伺いたいと思います。池水委員、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。議員数の 20 というのは、これは経費削減の方からの問題で 20 なんですね。小選挙区の問題は、これは思いやりの方の問題ですから別個別個の問題だと思うので、まずは議員の上限数 20 という部分を先に決めていただいて、これが本当に適当なのかどうかを議論していただいて、20 が決まれば、その中で小選挙区を 3 にするのか、4 にするのかという部分は議論をしてもらったらどうかと思います。これごっちゃまぜにしよると、また数字が動いてしまう可能性もあるんで、この 20 が本当に適当かどうかということで、小委員会としては 20 というような形の提案をされている訳ですから、これを先に確定をしていただいたらどうかと思うんですね。

僕はどうも、さっきから同じことを言いますが、議員の上限の問題と小選挙区の問題をごっちゃまぜにすること自体がおかしいんじゃないかな思っているんです。これ議員の上限というのは経費削減の問題なんです。小選挙区は思いやりの問題なんですね。決まった中でどう配分するかというのは、思いやりの問題だと思うんですね。したがって、これは分けて議論した方がよくないかなと僕は思っておるんですが、いかがですか。

吉山会長

ただ今新たな提案がございました。

はい、宮本委員どうぞ。

宮本委員

議員のことは余り申し上げたくなかったんですけども、今、收拾がつかなくなっている状態でございますので、私たちの立場で 福島も、志水さんもそうでしょうけれども、合併のスムーズに行くか行かんかというのは、どうも議員の定数にも大いに関係があるようでございますから、ここは慎重にいかにかいかなと思います。

ただ、一番人口の少ない鷹島を非常に優遇していただいたということで感謝をしているわけですけども、やっぱり 3、3、14 というのは妥当な線じゃなかったかなというふうに思っております。しかも特例区を設けていただいた、選挙区を設けていただいたということだ

けでも、これは感謝せにやいかんのかな。やっぱり選挙だから、1市2町をひっくるめて選挙したらどうかというのが一番正しいんでしょうけど、これが一番民主主義でしょうけれども、そこは勘案して、離島でもあるし、あるいは福島も離れておるしということの意味合いを兼ねてそうしていただいたというふうに思いますんで、それは感謝したいというふうに思っております。

議会のことで長々申し上げるのはどうかと思いますけど、先ほど松浦の議長さんから合併に根幹をなすような話の中で、離島となぜ一緒にならにやいかんのかという話が出ましたけど、これは私はけしからんと思うんですね。これは1回、この場で謝っていただかないと。1市5町の場合に、やっぱり松浦が原因で離れていったじゃないですか、3町は。田平にしても、江迎にしても、鹿町にしても。ここで決まったことをひっくり返したのはどこですか。もう少しその辺は考えて物を言っていたらいいかと、かりんかりん来ますよ。

そして、この合併協議を、議員の定数を話す中で、もうよその町のことは言わんでよろしい。福島なら福島だけの話をすりゃいいんですよ。福島は4で鷹島は3で、そういう差別をつけたような言い方はせんでいい。福島と鷹島は常に一緒に来ておったじゃないですか。福島が4なら鷹島が4というのははっきりわかっておるじゃないですか。3なら3で決まったなら3でいいんですよ、1人増えたからどうってことはないんです。議員の力で、たかだか知れています。

そして、議員がえらい人気がないのは、給料のせいですよ、報酬のせいです。やはりどこでもそうじゃないですか。報酬が高過ぎる。そういうことの原因がこうなるんですね。その割には活躍が足らんということでしょうけれども。どっちにしても、少し言い過ぎかもしれませんが、ここはひとつ、1市2町でがっちりいくためには、まず小委員会で14、3、3で出ているんですから、これを少し尊重しながら、穏やかに話をしましょうや。そうしてください。

吉山会長

穏やかにずうっと話は進んでおる訳ですが、その言葉の端々に、お互いの感情に、琴線に触れるような言葉というのはやっぱり出てくる訳でして、そういった部分も含めて今、宮本委員から穏やかにということがあったところでございます。

そこで、どうでしょう、引き続き。はい、廣瀬委員どうぞ。

廣瀬委員

鷹島の廣瀬でございます。先ほどからいろいろ議員定数につきまして意見が出ておりますけれども、私としましては、いろいろなささまざまな思いがありまして、できれば3は5という気持ちもあります。しかしながら、多くの住民が、この議会議員の定数ということにつきましては非常に関心を持って見守っております。そういうことで、余り自分たちの思いばかり言うても、長くなってまとまらんとじゃなかるうかという気がします。そういうことで、できれば小委員会で決まった14、3、3ということを確認ができれば、その方が一番いいなというふうに考えます。できれば余り長引くようなことじゃなくて、今日のうちにでも確認がとれたらいいなというふうに思っております。

以上です。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内でございます。ただ今論議がなされておる議題については、私は協議第16号で提案された特別職の問題の論議の折に、委員会が開催される前に委員会が開催されたら、委員会の意見を尊重しながら行こうという発言をしておりました。それで、現在出ている14、3、3については、たたき台と言いながらも委員の方々が各町同数を出されて、これがベターじゃないかということを出されておりますので、私はそれを尊重したいという考えは持っております。ところが、別に出した数字を変えて、どこかを増やそうかということになれば、鷹島も増やしてくださいという考え方は持っております。だから、あくまでも小委員会が出されたこの数字は尊重すると、云々というふうな意見もあっておりましたけれども、私はあえてこの数字を尊重したいというふうに思っております。

吉山会長

その他に。休憩後の流れとしては、やはり小委員会の結論を尊重する中で対応すべきだというのが主流の意見として出てきておる訳ですが、そのほかの意見もですね。

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。私はどうしても福島のことだけしかわかりませんが、4でお願いしたいと。

福島と鷹島、同数と初めは思っておりました。これではなかなか、何か合わないような感

じがしてきた訳ですね。福島が一緒だから、3だから4だから一緒をお願いします。これじゃ理由というのがですね、ちょっと私も、本当に鷹島、福島、一緒に行こうと思っておりますけれども、なかなかその辺が、福島が何だから何だからということやのうして、何で言うかといったら、やっぱり人口が多いかもしれない。人口が多いといったら、余り松浦の方に私は人口が多いという言葉はなるべく避けておった訳ですけれども、そうなればそう言わざるを得ない。

そして、今の14、3、3。6ですけど、二つ合わせて。3分の2以上は松浦からの出身の議員さんになると思います。できるなら3分の1ぐらいは我々のこう、さっき議長さんが言われた辺地、少しお荷物の町から3分の1ぐらい上げていただいて、新しい市をつくっていくような議員構成になればなど。少し今の場合はちょっと押されぎみじゃなかかなと、6、14ではですね。できればその辺まで松浦の方が本当にわかっていただければなという思いです。是非お願いいたします。福島4人でお願いいたします。

吉山会長

どうですか、その他。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

福島の山口委員の言われたように、福島町を4 先ほど私も4人と言いましたけど、福島町の方たちが3で足りるのかというのをちょっと聞きたかったんです。3人の議員で。議員は余り役に立たないとか、そういう発言もありましたけど、民主主義の上ではやっぱり議員が市民の意見を議会に持っていくという重要な役割をしているんです。松浦市の議員の方たちも、活躍されている方もいらっしゃるし、そうでない方もいらっしゃいますけど、市民はやっぱり期待して意見を持っていてもらいたいという気持ちがあるので、福島町の民間の方たちの意見を聞きたいんですけど、3で足りるのですかというのを聞きたいんです。やっぱり帰られたら、何で3人かと言われると思いますよ、町民の方たちから。その議員が何にも役に立たないといったら、そういう人たちに税金をやる必要はありませんので、もう要りませんよ、そういう議会だったら。そういう議員が何も余り役に立たないという言葉は控えてもらいたいと思います。やっぱり市民は議員に期待をしているのです。ただ現状、歴史上、やっぱり期待どおりにいかなかったという話があって、議員さんたちもやっぱりそう言われたら腹が立つんだったら、きちんと、そういうことじゃない、僕たちは一生懸命頑張っているという、そういう議員さんがいないということも腹立たしいなと思います。

吉山会長

はい、村田委員どうぞ。

村田委員

鷹島の村田です。今、議員の定数についていろいろ議論がされておる訳ですけども、当初私どもが思ったことは、定員の26名をいっぱい利用していただいて、鷹島からも5人なりと出ていただきたいというのが、最初の26人の意味だった訳です。というのは、今回の小委員会の結果を見ますと、松浦14、福島、鷹島、3、3ということになっております。これでやりますと、鷹島の議員さんは約4分の1に減るわけですよ、今現在のですね。そうなると、鷹島町の住民の皆さん方が非常に心配をされると思います。果たして町民の声が反映されるんだろうかというような考え方が多分に出てくると思います。そういった中で、私どももできるだけ多くの議員さんを出して欲しいと思っておった訳でございます。

だから、こうして委員会で決着がつかないということで小委員会に付託をした訳ですから、小委員会の意見を尊重すべきと思っておりますけれども、でき得れば一人でも多くの議員さんを出していただきたいというふうに考えております。選挙区も設けていただいて、その上にぜひたくを言うようでございますけれども、これが我々住民の願いでございます。そういうことも踏まえて、穏便にこの数字が決まるようお願いをしたいと思います。私は小委員会の意見も尊重するのが妥当だと思っております。

以上です。

吉山会長

どうですか、その他。はい、寺澤委員どうぞ

寺澤委員

松浦の寺澤です。いろいろそれぞれの思いでの意見が出されておる訳ですけども、先ほど議員の数、定数ということと議員の役目ということについて、若干市民の思い、そしてまた議会の役割ということが、どうもやっぱり、十分理解されておらん面があるんじゃないかと思ひまして、一言申し上げておきたいと思ひます。

議会というのは、すべての執行部から、市長部局から出されたものについて議決をしていく重大な役目がある。議決をせんことには、金のそれこそ千円たりとも使えん訳です。そういう重大な任務があるということと、やっぱり一般質問というのは政策論争ですから、そういうものを大きく掲げて私どもはやってきているつもりです。だから、数を極端にこれまた

減らしていくということは、やはり偏っていくという問題もありますけれども、そういう議会の役目をしよっておるといことも十分、やっぱり市民の皆さん、町民の皆さんも理解していただいて、そして進めていかなきゃならないと思います。

何回も同じことを言うようですけども、私は先ほどから小委員会の方で出されて、今回さらにそれを提案されたこの数字ということにつきましても、それは福島町さんの思いもある、鷹島町さんの思いもあります。しかし、松浦だって思いがあるんですよ。しかし、それをお互いが譲り合ってひとついこうじゃないかということで、いろんな私どもの特別委員長しておりますけれども、特別委員会は全員でやっております。その中でもいろんな意見が出るんです。しかし、それをやはり合併を進めていこうということでやっておる訳ですから、そこら辺はやっぱりお互いが譲り合ってもらわなければ、それは理屈から言うと、やっぱり人口比からいけばどうなのかという問題が出てきます。

また、先ほど池水議員の方から出たように、小選挙区を設けるといことは、やはりそこそこの、福島町さん、鷹島町さんの立場ということも考えて、ひとつ私どももそういうことでもいこうじゃないかということにしたいきさつがある訳ですよ。だから、余りこのことをいつまでも引きずっていくといことは、非常に私はいろんな問題で支障を来してくると思いますので、小委員会で出されておる3、3、14という線でひとつ、是非ともお願いをしたいと考えております。

以上です。

吉山会長

議論そのものが堂々めぐりの状況ですけども、ここはお互いまだ忌憚のない御意見をそれぞれ出していただきながら、その上でどのようにするのかといのはまた方向づけをしていきたいと思ひますんで、それぞれのお気持ちといのを遠慮なく出していただきたいなと思ひます。

いかがですか。はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。同じようなことを蒸し返すようですけども、公職選挙法の中にはっきりと、議員の数は人口に比例してということが明記してあります。もちろん、その後にはたし書きがありますけれども。ただ、ここの場合、例えば先ほど言われたような、26でいくとすれば、26人のときの人口比例でいくと実は20、3、3なんです、26にしたときにですね。

それを、いわゆる類似団体の近隣のあれを見たときに、3万を超す人口のところ議員さんがほとんど22人ぐらい。2万8,000だったら20人ぐらいが上限ではなかろうかと、そういうことも小委員会の中で出てきた。その場合に、その人数をどうするかといったときに、実は20ではっきりと分けるならば、16、2、2となる訳ですよ、人口比例でいくなら。

しかし、鷹島、福島の場合、2人というのはやはりちょっとなということで、その分松浦が引いて、松浦の分2名を引いて14人にして、その1名、1名を鷹島、福島にあげるというあげると思ったら表現は悪いんですが、そのような形で14、3、3にいった訳です。実際言うと、人口比例そのものなら、26人の設置選挙の上限の数のときに、既に3、3なんです。それを20に落としても、やはり3、3に持って行って、松浦を減らして14にしてという、ずっと小委員会の中でのいきさつ、流れがある訳ですよ。そんなふうなことも含めて、やはり私は小委員会で決めた14、3、3は是非守っていただきたい、そんな思いを持っております。

以上です。

吉山会長

どうぞ、その他。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。今の武尾委員の御意見に補完するような形になるかもしれませんが、その20を決めたときの問題で、この議員の定数というものを感情論で左右するべきなのか、やはり公職選挙法で決まっている以上は理論的にきちっと整理すべき問題なのか、そこはやはりきちっとやるべきだったんじゃないかなと思っていました。その中で、お互いに理論的かつ感情にも配慮できる問題がどうなのかというところが出てきた問題が、結論が14、3、3な訳ですね。

あえて申し上げておきたいと思うんですが、仮に松浦市が今の14人で議員1人当たりの人口を割りますと、1,577人です。福島町が4にしますと855人です。鷹島町さんは956人です、鷹島町が3ですとね。逆に、今出されている14、3、3としますと、松浦市が今申し上げましたように1,577、福島町さんは1人当たり1,140、鷹島町さんが956、これは議員1人当たりの抱える人口ですよ。明らかに配慮されている訳ですよ。その分の配慮、感情的な分は、この1人当たり抱える人口の中でしっかり配慮されていると思うんですよ。

だから、もちろんおっしゃるように、感情論でいけば、島だから、飛び地だから、その分

を多くしてくれるという意見は十分わかります。しかし、これは議員という行政機関の中で最も重要な部分を占める議員なんです。そこを感情論だけで作り上げていくというのは、やはり行政という法律で決められた問題をきちっと議論をする場においては、余りにも感情論に配慮し過ぎることは好ましくないのではないかな。そういうところでも出てきた結論の14、3、3というものをぜひ尊重いただきたい、私はそのように思います。

吉山会長

今、小委員会の議論の経過も、お二人の委員さんから出されたところでした。

はい、宮本委員どうぞ。

宮本委員

先ほど、うちの議長が佐賀県の話をちょっとしよりました。それは人口の格差が5,000あっても同数にしてある訳です。同数に3、3にしてある訳ですよ。うちと福島は幾ら違うんですか、600ぐらいじゃないですか。そう4にこだわらんでいいって。3、3にしてさ、穏やかにいっちょ、和やかな合併に進もうじゃないですか。どうですか、福島の人たち。議長、あなたおってさ、何か発言しなさいよ。

吉山会長

それでは、委員同士で飛びかかっておりますけれども、どうぞ。

松永副会長

できるだけこの席に座っておれば、私見は余り述べてはいけないなと思って、皆さん方の御意見を聞いておりました。

今、池水委員がいいことをおっしゃるなと思って聞いていました。要するに、私たちの立場　この副会長の立場じゃなくて、福島町民としての立場で考えますと、役場がなくなるんですよね。町長がいなくなるんです。それが、3でどうするんだという町民の感情がやっぱりあるんです。市民感情をおっしゃいましたけれども、うちにも町民感情があるんです。それを我々の代表が、3人でどうするんだよという感情を私たちは受けとめておるんです。ですから、そういう意見が今まで随分出ていたんです。

ただ、それでも今の皆さん方の状況から考えると、いろんな面で14、3、3というのが妥当な線じゃないかなと。感情に訴えることは、ここではもう許されないなと思って、先ほどから聞いておりました。できたら御理解をいただいて、4、4というのが御理解いただけないかなという希望的なものは十分持っていますが、やはりそのようなものが現実として厳し

いのであれば、小委員会の意見に従わざるを得ないかなと、そのように今思っています。

吉山会長

それぞれ御意見をいただいております。ぼつぼつ集約をしたいなどは思っているんですが、いかがですか、御意見まだ はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の山口です。小委員会の意見をということですがけれども、私は感情とかそういうことじゃなくても、やっぱり4にこだわります。福島、鷹島は一緒でもよかとですよ、一緒に松浦と対等に意見を言える場を少しでも、一つでも増やしたいというのが本音です。鷹島が3やっけん、4やっけんという訳じゃなかとです。二つ合わせて7でもいいんじゃないか。できれば8欲しい。そして、3分の1ぐらいは我々2町で固めるぐらいの 固めるという言い方は違うですがけれども、それでいった方がいいんじゃないかと。このままでは、さっきも言いましたように、もう合併すれば松浦さんの議員がほとんどになります。もうほとんど松浦さんです。これは皆さん方わかっておられるだろうと思います。今だから、合併協議会だから、対等だからこれだけ言えるんですよ。

ぜひ私は、本当、鷹島さんも町長さんは言われますけれども、鷹島だから、福島だからと私はそう思うとらんとですよ。一緒になって一つでも確保しよう、二つ無理なら一つでもという考えですよ。その点だけはちょっと鷹島の方も御理解いただきたい。できれば私は二つ一緒に、肩組んで一緒に行きたい。けども、松浦がどうしても少ないところに合わせなければならぬならば、二つでいっちょでも構わないというふうな考えを持っておる訳ですね。やっぱり財源削減、削減、もうこれはずうっと言われていることですがけれども、45人の議員さんが20人、21人、今のところ20人ですがけれども、十分過ぎるほど財源削減になっておる訳です。21人になれば、町議会議員さんの24人の報酬がみんな合併の効果ということ、十分できておる訳ですね。その辺も含めて、私はもう今結論を出したいという議長さんの気持ちはわかる訳ですがけれども、本当にこのままだったら恐らく3、3、14人、鷹島さんがうんと言いやらすならですね、なる可能性もある訳ですね。これでは前の会議と全然変わらん訳ですね。松浦さんがしたとおりのことが福島で起こらんですけども、そういう気持ちが整理できないままに合併する。私はもう少し 時間がたった、たったというたっちゃん何日もかかっとならんですよ。もう少しですね、本当に福島のことを、私のことも含めてですけど、私しがしこ言いますけど考えてほしいなと。私もむだな鉄砲で言よる訳じゃなかと。新しいま

ちをつくりたいという思いから言っております。

以上です。

吉山会長

どうですか。山口委員、前のときの合併協議の場合は、もうそのことが前提として小委員会等々では動いてきておったという経過がありました。今回はもう自由に御意見をいただきながら、あくまでも小委員会をたたき台としながらも、どうしていくのかという議論をさせていただいておるところでございます。

どうぞ、御意見ございませんか。議論はそれぞれ、言いたいことは尽くされたという見方でよろしいですか。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先ほどからずっと僕は悩んでいるんですね。上限の方は大体20の方で皆さん納得みたいな形なんで。ところが、小選挙区を3にするのか、4にするのかということで、実際どうなのかなということはずうっとさっきから考えていたんですけども。

先ほど小選挙区については思いやりだということを使ったんですが、3で本当に思いやりとしてとらえてもらえるのか、4でとらえてもらえるのか、その辺のところはどうなんだろうなど。先ほど友田委員も言われたように、いろんなことから加味すれば3という部分は必然的に出てくる数字ではあるんですが、その数字で割り切った3と思いやりという部分の、感情論に走ってはいけないという話もあったんですが、どうしてもやっぱり感情的なことからの小選挙区のスタートだったということを見ると、どうなんだろうなど。

要は3と4の攻防みたいな形になっているんで、そこら辺の3と4のところをどうするかというようなところが、私自身もどちらがどうだということなかなか、ここで決めると言われても決めにくい部分があるんですが、どうなんでしょうね。やっぱり3.5という訳にはいかんとでしょうから、3にするのか、4にするのかというところで、非常に悩ましい問題だなとは思っているんですけど。これはどういうふうな形で結論が出ていくんやろうなど、ちょっと不安に思っているんですけど。言いたいことは、要するにこれは、小選挙区というのは思いやりですから、3が思いやりになるのか、4が思いやりになるのかということ、もう少し、そこら辺を考えてもらったら出はせんのかなという気はしているんですけどもね。

吉山会長

私としては、でき得るならば今日のうちに方向づけをしたいと思っております。そういう

ことの中から、もう既に1時間半ほどですね、1時間余りこういう議論を続けさせていただいておる訳です。

私自身も実は正直申し上げて、どういう方向性でまとめたらいいのかという悩みを持っておるんです。ただ、悩みを持ちつつも、私たちとしては、この合併協議という場を通じながら、合併に向かって合併する、そして合併した後どういう地域づくりをしていくかという視点の中で、是が非でもこれは前向きに対応をしなくちゃならないと思っておるんです。そこで、そういう視点を持ちながら、このことで合併が破綻を来すようなことであってはならない。そういう思いをお互い持っていていただきながら、やっぱりどこかで整理をつけなくちゃいかんと思っております。

そういうことの中で私としては、もうこうなりますと大方の合意というその部分を、私も合併協議会でそういう流れで来ておる訳ですから、その部分をもう、言ってみたら御意見をそれぞれいただいた訳ですから、議論を踏まえながら、ここはやっぱりもう数をどうするかということで、数というのは何らかの意思表示をしていただいて、その結果として、やっぱり大勢で決めなくてはいけないな、そういう思いを持っておるんですけれども、まだ議論足りませんか。

だから、そのことについて。数の問題じゃなくって、議論をもう少し続けるべきなのか。どうですか。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

これだけ時間をかけて、お互いが真剣に議論しておる訳ですが、もう大体私が見た感じで、議論は出尽くしたんじゃないかと思うんですよ。同じ意見の堂々めぐりじゃないですか。そこら辺について、やっぱり議長という立場でひとつ整理をされたいかがですか。

吉山会長

対応の仕方についての今の御意見がありました。宮本委員、先ほど挙手もなくでの発言でしたけど、何かございますか。宮本委員どうぞ。

宮本委員

余りこのことでは、いろいろ申し上げてわかったんですけれども、福島さんがどうしても4というこだわりがあれば、どうしても4にこだわる理由をもう少しお聞かせいただきたいんですが。

もうはっきりわかっているんですよな。飛び地でもあるし、私どもは離島であるし、言い

分が通らんじゃなかかということから、うちはどうしても4欲しいということでしょうけれども、福島も鷹島もほとんどね、志水さんここにありますけれども、同格で、うちは人口が少し足りませんけれども、少ないですけれども、ほとんど同格の形で仲よくやってきているんですよね。そうしますと、議員もここで差をつけられると、ちょっとうちも面目ないなというそんな感じがある訳です、鷹島としてはね。ですから、ここはひとつ曲げて、そうかなと。もう3でもいいのかなというふうになっていただかないと、せっかく松浦も折れて、20ぐらいあったんだよ、それを14にしているんだよという話もあっている訳ですから。ですから、そのところは自分の言い分ばかり言わないで、円満に行くためには、ここはひとつ折れなきゃいかんという部分もある訳で、是非そうしていただきたい。

これを長く引きずると、確かに住民感情が残りますよ。どうして鷹島は3で福島は4で折り合うたとかという話になってくると、これもやっぱりもろもろあります。先ほど申しますように、1万と5,000が同率、3、3とこう来ている訳ですな。唐津の合併ですか。そういう例もありますから、たかだかと言うと失礼ですけれども、500か600の差ですからね。ここはひとつ仲よく行くためには我慢していただいて、3で合わせていただきたい、そんなふうに思います。ですけれども、どうしても福島が4でこだわるというお話を先ほどなさいましたんで、今議長にも、ここで早急に多数決で決めるのはよくないんじゃないかと申し上げたんですけれども、もうちょっと、あなた頑張って意見を出してくださいよ。

吉山会長

堂々めぐりの議論だから、もう終わろうという部分。しかし、4にこだわるという部分もある以上は、やっぱりもうしばらくの議論をすべきだというお話でございました。

いかがですか。はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。実は山口委員さんの今のようなお話の仕方というのは、小委員会の中で随分出ておりましたし、私たちも十分それを把握したつもりです。そして、その上でそれぞれ福島、鷹島、松浦、同数の委員が出て、出した結論が小委員会の結論なんです。その結論を出すことにおいては、もう最終的には福島の委員さんもそれに従ってやろうということで来た訳ですから、私は今さらと言ったらちょっとあれですが、山口委員さんがここまで言われるのに、ちょっとどうかなという感じがする訳ですが、小委員会の中で同じいろんな思いを出しながら、その中でそれぞれ折り合いをつけて出した結論がこういう数字ですので、や

はりもう何度も言うようですが、是非この数字は守って欲しい。そうなければ小委員会を開いた意味が全くない訳です。

以上です。

吉山会長

どうですか。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の子口です。今、武尾委員さんから言われたことですね。あそこで言ったものが、また言う意味がわからないという、これは十分に小委員会でも言われております。さっき言うたことですね。ここでは言うなって。しかし、さっき言った、たたき台やった訳ですね。私、わかる訳ですよ。その数字もわかります、友田さんが言う。立派な数字です。私も計算しております。皆さん方、それぞれ計算機を持っておりますから、できていると思います。

しかし、私言う訳ですけど、宮本町長さんの方から、何で4人にこだわるんだと、福島と鷹島は何かというふうな話、さっきも言いましたけど、私もさっきから言いますように、鷹島、福島は一緒と思っております。その中で、二つ一緒でも、一つでも松浦さんが許されるならば欲しいと、二つは無理ならと、さっきも言いよるでしょう。二つがだめなら、一つでもとろうという気持ちになってもらってもいいんじゃないかな、私はと思うんですね。できるなら二つ欲しい訳ですよ。これは無理とずうっとわかって、だんだんだんだんわかってきよる訳ですね。初め26人が、できれば5、5、16でも構わないとか、初めはこう思ったわけですよ。その中で、だめだから松浦さんが一つ、二つ減らしていきだろうという、こう考えを持っておった訳ですけども、あえて26人を20人で仕方ないだろうというふうな小委員会の意見であった訳ですけども。しかし、私は一貫して、福島の子委員さんはぜひ4人欲しいんだと。これは理由は何ですかと言われても、皆さんが思っておるようなことといっちょん変わらんですよ。数字じゃなか訳ですよ。合併するわけですね、今から。

恐らく、この1期の子委員さんというのは相当な勉強もせんばし、いろんなことでぶつかるだろろうと思います。それで、やっぱり3人では不足なんだ、6人では不足なんだ、だから7人だ、8人だと言いよる訳です。ぜひその辺をわかって欲しいんですよ。松浦の方は、もうここで決まったら絶対変えないという、皆さん見たらわかる訳ですね、一般の方はまた別としてもですね。議員の子議会のメンツとか、そういうもんじゃのうして、もう少しですね、本当に合併するんだという、皆さんが言わすとと同じですね、私も皆さん方にそれを訴えた

い訳です。是非その辺をわかって欲しいなと思いますので、もう是非ですね、恐らく議長さんは今から手を挙げさせようかなと考えておらずでしょう。手を挙げて、福島の方は挙げませんよ。三つが合併しよるとですよ、二つで合併しよる訳じゃなかもん。是非もう少し、私が一方的に言いよるような感じがする訳ですけども、是非その辺をもう一度考えて欲しい、お願いしたい、お願いです。よろしくお願いいたします。

吉山会長

議論は尽きないところでございますけれども、12時まであと3分ほどあります、また御意見を。一旦区切りますか。

もう山口委員から、ここで拳手だ、どうだこうだという、議長はそう思うとるじゃろというお話でございますけれども、一旦私はそういう方向性を出して、結論を導きたいと思っておりました。そんな中で、実は宮本委員の方から、3、3を何とかしてくれると言いながら、4にこだわる部分があるとするならば、やっぱりもう少し議論を尽くすべきだというお話もあった訳です。一方、寺澤委員からは、もう議論は堂々めぐりだから、議論を尽くしたんだからというお話もございました。

先ほど15分ほど休憩をとりましたけれども、これから1時間昼食休憩をとりたいと思います。その中で、さらなる意見をお願いしたいと思っております。

それでは、ここで休憩に入ります。再開を午後1時ということにさせていただきます。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

吉山会長

それでは、協議を再開いたします。

午前中それぞれ御意見をずっと承ってきたところです。協議第38号についてですね。このことについて、皆さん方御意見まだございますか。

そうしますと、ほぼもう議論は尽くしたということで集約作業に入ってよろしゅうございますか。よろしいですね。

山口委員どうぞ。

山口委員

福島の山口です。昼食をとって皆さん方安心されたところなんですけれども、これでいいという何か集約するということですけども、集約ということはどういうことですかね。

吉山会長

実は、朝この協議に入った際に、今日にはまとめたいという、午前中そのことのために議論を尽くしてということをしておりました。午前中もずっと議論を続けた訳ですが、このことについて、協議第38号について結論を実は出したいという意味でございます。よろしゅうございますか。

山口委員どうぞ。

山口委員

結論を出そうというときに大変また言う訳ですけれども、やっぱり今結論を出すちょうどいい時期というか、いう合間ですかね。

吉山会長

私としては、議長としてはそのように判断をして、今もう議論も、午後の部の開会にすぐ御意見ありませんかということで、ない状況でございましたので、議論は言ってみましたら尽くしたのかなという判断で、ここで結論を出すべきではないかということで集約をしたいという表現で申し上げたところでございます。ということで、結論導いてようございますか。皆さん方、よろしいですね。 はい。

それでは、結論の出し方ですけれども、私といたしましては、このことについては小委員会にたたき台をつくっていただきたいということで付託をいたしました。そのことの報告が、小委員会の結論として報告が前回の協議会の場で提示されたところでございます。それを踏まえて今日議論をしてまいりました。そこで、私としてはその御苦労いただいた小委員会の方向づけである3、3、14の20の定数というその方向づけについて、協議会として大方の賛同が得られればその方向づけをしたいと考えているところでございます。そこで、私の判断で、それと皆様方の御同意を得て、そういう形での方向づけをしたいと思いますが、よろしゅうございますか。 はい。

それでは、そういうことで小委員会の報告を尊重する形で協議第38号についてはまとめたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

異議ありの声、異議なしが大方だという判断をさせていただきますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、いろんな角度で議論をしていただきました。経過として小委員会の御苦労もあり、そしてまた本日それぞれの考え方を披瀝していただいたところでございます。その上に立って、満場一致という形ではございませんが、大方の同意を得て、協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること（その2）につきましては、小委員会の報告どおり、新市の議会議員の定数は20人とする。設置選挙に限り合併前の各市町の区域ごとに選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。松浦市の区域14人、福島町の区域3人、鷹島町の区域3人、以上のように確認をさせていただきます。

このことにつきましては今申し上げましたように、それぞれ思いというのはある訳でございます。そして、今確認をしていただきました形の中で、今後この合併後の新しい市がそれぞれの議員さん方が懸命に努力することによって新しいまちづくりに資してまいりたい、そういうことを含めて確認をしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、協議第38号につきましては確認をいただきましたので、引き続き新規協議事項に移ります。

協議第39号 電算システム関係の取扱いに関することについてを協議題といたします。

それでは、企画部会長から提案内容の説明をお願いいたします。

末竹企画部会長

お疲れさまでございます。企画部会長でございます。

電算システムの取り扱いでございます。

協議第39号（協定項目22号）の電算システム関係の取扱いに関することについて御説明を申し上げます。

1ページでございますけれども、電算システム関係の取扱いに関することです。

住民サービスに直接関連する電算システムについては、サービスに支障がないよう合併までにシステムを統合する。

財務会計及び給与・人事管理システムについても合併までにシステムを統合する。

その他の電算システムについては、業務に支障がないよう合併までに調整する。

というものでございます。

2ページをお願いいたします。

現在、1市2町におきましては、ご覧のとおり多くの業務が電算化され稼働いたしております。

ます。住民票、印鑑証明、年金等の住民記録関連システムや、固定資産税、住民税等の税関連システム、それから老人保健、児童手当等の福祉関連システムは、住民サービスに密接に関係するシステムでございます。また、財務会計システム、給与・人事管理システムは、事務の効率化を図る上で合併と同時に統一システムの運用が必要と考えております。

3ページをお願いいたします。

その他のシステムにつきましては、業務に支障がないように合併までに調整すると、そのようにいたしているところでございます。

以上、説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第39号 電算システム関係の取扱いについての説明が終わったところでございます。

これより質問、意見を受けたいと思います。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内でございます。このシステムの統合についてお尋ねをいたします。

既に合併された町村もございしますが、このシステム統合を行う場合、どの程度の日数が要するのか。調整を含めて事務局では見られておるのか。それと、統合を行う場合の費用はどの程度かかるものか、それについてお尋ねをいたします。

末竹企画部会長

2点のお尋ねでございました。まず、システム統合に要する期間でございますが、実は事務局の方にこの電算の専門家と申しますか、システムエンジニアを囑託としてお願いをいたしております。その専門家の方とまた私どもの機関でございます広域圏の電算センター、こちらの方と協議を進めている訳でございますが、現在のところ 11カ月ほど必要ということでございます。ただ、この分につきましては今後の協議の状況にもよりますけれども、私どもといたしましては、この分を是非1カ月程度は短縮をして、10カ月程度では上げたいなあというふうに思っているところでございます。さらに、費用の分でございますけれども、申し訳ございません、まだ確たるものが出ておりません。1市5町の折の部分を1市2町に置きかえた場合に、大ざっぱな金額で大変申し訳ない訳でございますけれども、1億円ないし150,000千円の範囲内であろうと、そのように予測をいたしているところでございます。

吉山会長

その他。大畑委員お願いします。

大畑委員

広域の大畑でございます。今現在は伊万里広域電算センターで運用されておると思いますが、このこととの関連性、いわゆる電算センターを脱退されるのかどうか1点。

それから2点目に、例えば公益法人、我々の社協等でございますが、そういうものがこれと一緒に利用できないかどうか。どういうシステムか、電話回線を使われるのか、光ファイバーを使われるのか、ちょっとここで見えてこないんですが、そういう行政以外のものが利用できないかどうか、その2点をお尋ねします。

末竹企画部会長

伊万里広域電算センターの絡みでございますけれども、御案内のとおり、伊万里・北松広域市町村圏組合で一部事務組合を構成しながら電算センターを運営している訳でございますけれども、12市町村でございます。この中で既に合併の動きがあっているところ、また今後動きがあるところ等々ございますが、電算センターにおきましても構成12市町村の意向調査をされております。その意向調査の中で、私どもといたしましては合併を18年の3月、これは法的に一番最後の期間になろうと思っておりますけれども、それを仮定した場合に、合併後1年間、この部分についてはこれまで同様、伊万里・北松広域電算センターの方にお世話になりたい。その後につきましては、ある意味独立という言い方がどうかと思っておりますけれども、分離をして私どもだけで運営ができればということでの私どもの考え方を伝えておりますし、また1市2町の担当で協議をいたします電算班におきましても、その方向で検討をいたしているところでございます。

それから、社協等の各種団体とのネットワークの件でございますが、まだ詰めておりません。どこまで結んだらいいのか、ネットワークの中に組み入れた方がいいのかにつきましては、今後それぞれの団体の御意向もお聞きしながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

吉山会長

よろしゅうございますか。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先ほどの関連質問になるかと思うんですが、電算システムが大体11カ月

かかるというお返事でしたが、これはスタートはいつからですか。合併調定が決まってからの11カ月ですか、それとも、もう今現時点からスタートできるのでしょうか。

末竹企画部会長

じゃ、今の1点お答えいたします。

当然予算が伴います。業者委託という形で調整の部分がかかりますので。業者委託する前の分については当然ながら今各部会の中で事務調整をいたしておりますけれども、先ほど申し上げました11カ月、10カ月、この分につきましては、業者委託後ということになりますので、予算をいただいてからスタートということになります。いつの時点で予算をいただくのかわかりませんが、仮の話といたしまして、17年の3月にそれぞれ予算が成立したとした場合には、それから10カ月ないし11カ月ということになるかと思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

そういうことであれば、当然のことながら合併という部分が、これが終わってからでない
と合併ができないというような形になるかと思うんですが、そうすると先ほど言われた
みたいに18年の3月が合併に必然的になってくるような形になるかと思うんですが、これ
どうにかありませんか。というのは、1市5町のときに在任特例を適用してやっていたら、
ちょうどそのときに在任特例期間を終わる訳ですね。1市5町が何で崩れたかという部分
については、在任特例に関してのウエイトが大きかった訳です。ところが、再来年の18
年の3月に合併するというのであれば、必然的に在任特例期間を丸々つぶしているみた
いな形になる訳ですね。そうすると、1市5町が何のために崩れたのか全く意味がなくな
ってしまうようなことだってあり得ると思うんですね。1市2町よりは1市5町の合併効
果が大きいということで、だとすれば、1市5町をそのままやっていた方がよかった
じゃないかという結論になっていくかと思うんですね。

先ほどから言うように電算システムが10カ月ないし11カ月かかるというのは、1市5
町のときも同じような話だったと思うんですね。物理的に考えて、1市5町のときと1
市2町のときに期間がまるっきり同じだというのはよくわからない議論になるかと思
うんですが、その辺のところはどう説明されますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

未竹企画部会長

大変申し訳ございません。私も専門家ではございませんので、私のわかる範囲でお答えをさせていただいて、その後必要に応じ、S Eさんも後ろの方に来ておりますので、お許しいただければ、S Eさんの方からもお答えさせてもらいたいと思います。

11カ月につきましては、その前段で事務調整期間なるものを3カ月ほど見ております。この事務調整期間といいますのは、資料の2ページのそれぞれシステムを列記いたしておりますが、例えば住民記録関連システム、この中にも住民基本台帳ほかいろいろございますが、基本的には先ほど来出ております伊万里・北松広域の電算センター、この中でやっておりますTASK(タスク)というシステム、これを採用いたしておりますので、基幹的なものは統一する必要がない。ただ、その基幹的な部分を置きながら、例えば松浦の場合は、その基幹部分を置いた上で松浦が使いやすいような方向をつくり出してそれを活用していく。また、福島町さん、鷹島町さんにおかれても同じような自分たちが使いやすいような形で運営をされているという状況でございます。

例えばで、例えになるかどうかわかりませんが、料理といたしますと、材料は一緒なんですね。伊万里電算センターのTASK(タスク)という材料は一緒、これを味つけをして自分たちが食べやすいような方向で今運用をしているというところでございます。したがって、その味つけを統一しないとこの1市2町のシステムにならないという流れがございまして、その味つけを調整する期間を3カ月間ということにいたしております。例えば、松浦の味つけでいいよということになれば、その分はぐっと早くなりますし、1市2町に分でそれぞれ味つけのいいところを取り合って一つのまた別枠の味つけをするということになると、やはり3カ月ぐらいかかるかと思っておりますので、要はふたをあけて作業に入らないと、なかなかその辺の確たるものがつかめないという状況でございます。私どもといたしましては、そういう部分も含めながら11カ月、10カ月ということでの御提案を申し上げているところでございます。

池水委員

松浦の池水です。ちょっと説明がよくわからなかったんですが、要するに私が聞いているのは1市5町でも11カ月、1市2町でも11カ月、これ当然先ほどのシステムエンジニア請負ですよ。受ける側からすれば、金額は当然1市5町のときと1市2町のときは同じですか。

末竹企画部会長

恐れ入ります。電算班の班長にかわります。

川浪企画部会電算班班長

企画部会の電算班の班長をやっております川浪と申します。よろしくお願いいたします。

実際費用の話なんですけれども、当然データの量とかは1市5町のときから比べると少なくなりますので、洗い出しのかかる費用とかそこら辺に関しては時間的にも短縮されると思いますし、費用も下がってくると思います。ところが、1市5町であったとしても1市2町であったとしても事務を調整する時間というのは余り変わらないと思っております。そこら辺でやはり1市5町のときよりも時間を短縮というのは、ちょっと今の時点では難しいのではないかという判断をしておりますが。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

民的な考えでいうと非常にわからないんですね。結局、作業量が減るということは当然コストも安くなって、そうするとどうやって賄うかとなると、当然時間短縮をやらんと民としては儲からん訳ですね。同じ量を受けて金額が下がって期間は同じ時間使うという話は、民からすると余り考えにくいような話なんですけど、それはそれでそういうことだということであれば、それは専門じゃないのでよくわかりませんから、これ以上は内容的に聞けないんですが、もう1点、じゃ、これ合併までにとしてありますが、この電算システムを合併までにじゃなくて合併後にできるということはないですか。必ず合併までにせにゃいかんもんですか。

末竹企画部会長

資料の2ページにお示しをいたしております住民サービスの部門と、それから事務管理部門、この分につきましては合併までにシステムの統合を図っておかないと同一のサービスを提供できない。また、事務部門につきましても、ばらばらになりますと事務処理上支障を来すということでございますので、2ページに書いております5つのシステム、この分につきましては合併までに稼働をさせたいというふうに思っております。

3ページの分につきましては、それぞれその他のシステムということでございますので、この分については先ほど来申し上げました業務に支障がないよう合併までに調整というふう

に考えているところでございます。

池水委員

結局、今の話をずっと聞いていると、やっぱり合併は18年の3月になりそうな、そのような雰囲気なんですけど、もう少しそこら辺のことについては、合併調定は3月までにこれは予定は終わりますけれども、その後1年かけてこういう部分で合併ができないという話になると、先ほどから言ったように1市5町が何でつぶれたのか意味がなくなってしまう。したがって、ここら辺は作業的に大変なんでしょうけれども、もう少し期間を1カ月とかそういうふうじゃなくて、S Eさんおられるのであれば、別のメーカーで私は聞いたら、半年あればできるという人もいらっしゃいます、現実には。そういう声もあるので、そこら辺のところを含めて、もうちょっとでも縮める努力をやっていただけないものかなと思っていますけれども。

吉山会長

このことについては、合併の期日の問題はまた後日提案をして対応するということになります。

協議会の会長の立場でしますと、おっしゃるように1カ月でも早く対応できるような努力というのは、やっぱり限りなくしてもらおうというのが本質でございます。そういったことを踏まえながら、なおかつ合併の期日については後日議論をして方向づけをしていただくということを考えておるところでございます。

末竹企画部会長

かなりな数の調整、44項目の調整が必要でございますが、それぞれ部会、班がございます。我々電算班の方はその中に入りながら今後作業を進めていく訳でございますけれども、極力、今、池水委員の御意向を確認しながら、私どもといたしましても各班に入りながらその班の中での調整がどの程度まで短縮することが可能なのか、その辺を十分に調整をさせていただきたいと思います。その上で、S Eさんとも協議をしながら、先ほど来申し上げております11カ月、10カ月をどこまで短縮できるのか努力をさせていただきたいと思います。

吉山会長

よろしいですか。

その他。はい、志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

各班でそれぞれ調整されると思います。その目標を17年の12月末で終わるように、言うなれば、18年の1月1日で合併できるような考え方で進めて欲しいというふうに思っております。

以上です。

吉山会長

要望が出されたところでございます。

そのほか、池水委員どうぞ。

池水委員

あと1点、同じようなものですが、合併後にこれをやるとした場合に、どういう弊害が住民の皆さんにあるのかという部分についても、わかりやすく説明していただければと思うんですが。

川浪企画部会電算班班長

すみません、電算班の川浪です。

一応実際に電算システムを統一しなくてもやれることはやれると思います。でも、非常に業務上に障害が発生しますので、それに直接係る住民サービスの部分で低下するという形になってくると思うんですけれども、例えば、大きく考えられるのが住民サービスへの影響ということと、適正な事務処理の影響と、あとその場つなぎといいますが、合併して一つのシステムに統一されてしまう間のためにやっておくために一時的にかかる費用、コンピューターのプログラムの修正や、その他ハードの購入といいますが、そこら辺の費用に対する影響というのが3点考えられます。結局、事務処理が煩雑になってしまいますので、それを直接課税、例をとって説明しますと、固定資産税の課税計算とかいうのがあると思うんですけれども、固定資産でいえば、松浦、福島、鷹島それぞれに例えば課税標準額が250千円の土地を所有している川浪という人物がおりますと。その人がシステムを統一すると750千円で課税計算されるんですけれども、それぞれの市町村には固定資産でいえば免税点というのがありまして、300千円以下の課税標準額の土地であれば非課税という扱いになります。ここら辺を合算できなかったために非課税扱いになってしまうと。実際750千円の土地をお持ちの方は750千円分の課税になっていると。そこら辺で平等に課税ができない事例も出てくる可能性が高くなると。台帳、紙ベースでやった場合は、これをまずそれぞれの市町で、この人間がまず同一人物であるかどうかという判断からやらなければなりません。そこら辺の事務

作業の調整の方が、実際機械を入れて半年ぐらいデータの統合をしたり検収をしたりする作業の事前作業といたしますか、そちらの方がちょっと時間がかかるのではないかと考えておりますが。

池水委員

今の説明だと、例えばの話で一番影響があるとしたら今の固定資産税の話が出たんですが、これが例えば、何十万人という人口のところだとそういう可能性も、今おっしゃったような可能性はあるかと思うんです。ところが、2万8,000人ですよ、合併する人口はですね。そういうことにかかわってくる人数というのはごく限られてくると思います。それぞれ今まで役所があった訳ですから、そういう可能性のある人というのはすぐにでもリストアップできるんじゃないかと。やろうと思えばですね。何もそれを電算化するまで待つんじゃないかと、その程度のことは簡単にできるんじゃないかなあと僕は思うんですけども、そんなにそういう部分が大きな住民サービスの低下に陥るような問題なのかなあと思うんですが、いかがでしょうか。それが最大の問題だとすればですよ。一番与える影響がそれなんだということであれば、僕はあんまり大した問題じゃないような気がするんですが。

川浪企画部会電算班班長

一応やはり住民サービスに直接関連するシステムの部分は、合併をすることに伴って住民の方が混乱を来すことがないように、役所としてはリスクを最小限に抑えることを最優先に考えて期間の短縮を合わせて、目指したスケジュールの検討を行っているという段階なんですけれども。

吉山会長

その他、どうですか。もう質問、意見というのは 友田委員どうぞ。

友田委員

提案されている中身についてはこのとおりでいいと思います。今、池水委員がおっしゃるように、やはりこのシステムの統合についてはできる限り早くやっていただきたいという反面と、やはり電算の入りに伴う問題ですから、今これだけデータベース化されているんな個人情報等が入っています。これ入力間違いえると大変大きな問題にもなりますので、そのあたりもくれぐれも入力後にその入力ミス等によって住民サービスに大きな影響をもたらさないように十分な配慮をしていただくことと、余り時間をかけなさ過ぎてそういったことが起きないように、その辺もバランスよくやっていただきたいということを意見として申し上げ

げておきたいと思います。

吉山会長

他にございませんか。

そしたら、これ新規提案事項、協議事項でございますけれども、特になければもう確認をしたいと思うんですが、よろしゅうございますか。

それでは、協議第39号 電算システム関係の取扱いについては、提案のとおり確認してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい。それでは、そのように取り扱います。ありがとうございました。

それでは、引き続き協議第40号を議題といたしたいと思います。

事務方、着席しますまでお待ちください。

〔事務局、交代〕

吉山会長

それでは、事務方も着席しましたので、協議第40号 公営住宅関係の取扱いに関することをこれより説明願います。

村田都市計画部会長

都市計画部会長をしております松浦市都市計画課長の村田です。よろしくお願いいたします。

それでは、協議第40号 公営住宅の取扱いに関するについて御説明いたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

公営住宅の取扱いに関するでございますが、「一般公営住宅・特定公共賃貸住宅・その他の住宅（教職員住宅を除く）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」「入居者選考委員会については、合併までに調整する。」というものでございます。

次、2ページをお開きください。

ここに掲載しました公営住宅につきましては、平成16年9月現在の状況であり、また教職員住宅は学校教育関係の取り扱い事項として別途協議するため、含まれておりません。

関係条例は、公営住宅の管理・運営等に関する条例等を記載していますが、関係市町それぞれ公営住宅法に基づき制定されているために、内容についてはほぼ同様でございます。し

かしながら、駐車場の使用料金等若干の調整が必要と考えております。

次に、一般公営住宅につきましては、管理戸数が1市2町で計705戸です。

それから次に、中堅所得者の用に供する特定公共賃貸住宅条例に基づく住宅について掲げています。管理戸数は6戸になります。

その他の住宅は、公営住宅法に基づかない住宅です。土地区画整理法に基づく再開発住宅や県から払い下げを受けた住宅、市町単独で建設した住宅です。管理戸数は、合わせまして計108戸です。これらの管理戸数の合計は819戸になります。

以下、3ページから9ページには、各市町ごとに詳細な内訳書を添付していますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

これらの住宅につきましては、施設・入居者及び家賃もそのままに新市に引き継いだ方がよいとの判断から、調整の具体的内容を「一般公営住宅・特定公共賃貸住宅・その他の住宅は、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

それから、10ページをお開き願います。

入居者選考委員会につきまして記載をいたしております。この入居者選考委員会は、入居希望者の住宅困窮度合いを判定するのに欠かせない組織であることから、合併後速やかに新市でこの委員会をスタートさせる必要があります。この委員会については既に松浦市においては設置をしてありますので、これらを参考にしながら合併までに協議調整を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

吉山会長

ただ今協議第40号 公営住宅関係の取扱いに関することについて、二つの事項の調整内容で説明があったところでございます。

添付されておる資料もかなり多くある訳ですけれども、これらを踏まえながら御意見をいただけたらと思いたしますが、はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。この内容といたしますが、これはすべて新市に引き継ぐとされておりますけれども、住宅については引き継ぐということについてはわかるんですが、これは今後の問題かと思いたしますが、ただ、1市2町それぞれ入居の条件なり、あるいは退居した場合の条件というのが異なっておるんじゃないかと思いたしますが、この住宅を引き継ぐということ

のみのこれは提案ですかね。そういう具体的な内容ということについては、今後、新市になってから調整検討されるという意味ですか。そこら辺についての確認をしたいと思いますが。

吉山会長

はい、どうぞ。

村田都市計画部会長

先ほどの説明の中でも申しましたけれども、条例等につきましてはほぼ同様でございますけれども、先ほど委員の方から御指摘がありました管理運営等につきまして若干の違いがありますので、これにつきましては合併後に調整をするということで確認をしております。

吉山会長

どうぞ。

寺澤委員

それでは、この文言どおりで新市にそれぞれの住宅については引き継ぐということのみで、あとの入居、退居のそれぞれ市町で条件が違っておる、そのものについては合併後調整を図るということで確認していい訳ですね。 はい、わかりました。

吉山会長

そのほか。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

2 ページですね。家賃について書いてある訳ですけど、200円とか書いてある訳ですね。200円というと私ちょっと理解できんとですけども、後については 200円、300円もありますけれども、これ1日じゃなか、1 カ月ですよ。それちょっとどういうふうな住宅かなと、雨漏りするところかなと、ちょっとお尋ねします。

吉山会長

その他の住宅の清風園住宅。はい、どうぞ。

村田都市計画部会長

この住宅につきましては、昭和29年ごろに建てられた住宅でございます、当時市の単独の住宅でございます。これは当時災害とかなんとかでの避難ということで、災害住宅とかその辺での建築がされている住宅でございます。(発言する者あり)

すみません、9 ページの松浦市の中の平瀬住宅とか清風園とか汐坪住宅、そこら辺になると思いますけれども、ここら辺については入居されております。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

これは松浦市さんの方が決めてあるけん、私たちはどうということはなか訳ですけど、200円という家賃をこのまま続けていかれる訳ですね。当然入居者がおりますので、いろんな法律絡みがありますから、あれですけども、非常に思い切った家賃を決められたなど、こう感心する訳ですけども、このままやっぱり何年もこの住居を取り壊す意向はない訳ですね。

村田都市計画部会長

現在、入居者が入っておられますので、また家賃についてもこの家賃で、今おられる方が出られますか、そういうことにならない限りは今のままで継続していきたいというふうに考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

山口委員

やっぱり雨漏りはほしくないということのようですけども、当然修理賃が要る訳ですね。相当財政的にもかなり、そこにおられる方がおられますので余り言われん訳ですけども、やっぱりそういうふうな住宅については徐々に整備していかなければならないんじゃないかなと私は思う訳ですね。やっぱり 200円で、たばこ1箱で1カ月あってちょっと、私は常識的に考えてもこの家賃には何でかなと思いますので、ぜひその辺も新市になれば当然古うなればだんだん壊していかれるかもしれませんけれども、その辺は住んでおられる方とよく話し合っ、市の方からも勧めるというかな、ほかの住宅に移転してもらおうとか、是非どんどん勧めていただければと思うんですけどね。これはいろんな入居者の方の所得関係もいろいろありますので、私あんまり言えません、わかりませんから。ただ漠然と見たときにそう思いますので、よろしく願いいたします。

吉山会長

合併後の取り組みとしての要望が出されたところです。

その他どうですか。まとめてよろしいですか。 じゃ、そのようにいたします。

それでは、ただ今協議第40号 公営住宅関係の取扱いに関することについて取りまとめを

いたしたいと思います。原案のとおり調整内容で確認してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。

それでは、協議を継続しますが、一つの議案飛ばしまして、協議第42号 都市計画関係事業の取扱いに関するこれをこれより協議題といたしたいと思います。協議第42号ですね。よろしゅうございますか。 はい。

それでは、都市計画関係事業の取扱いに関することについて説明を願います。

村田都市計画部会長

それでは、協議第42号 都市計画関係事業の取扱いに関することについて御説明をいたします。

この都市計画関係事業につきましては、現況調査表の説明とあわせて提案をさせていただきたいと思いますので、まず2ページをご覧くださいと思います。

この2ページから4ページにかけて、都市計画の現況を記載しておるところでございます。この都市計画につきましては、1市2町のうち、松浦市のみが都市計画区域を指定いたしております。本地域の都市計画には用途地域などの土地利用計画、道路や公園整備などの都市施設計画、市街地開発事業計画がございまして、松浦市では都市計画に基づいて道路などの整備を行っております。新市になりましても引き続き都市計画区域等は存続することになりますので、調整の具体的内容を「都市計画区域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

次は、5ページをお願いいたします。

5ページには、まず都市計画審議会と都市計画マスタープランを記載しておるところでございますけれども、まず、都市計画審議会についても、松浦市のみを設置されております。新市におきましても審議会の設置が必要であり、組織等を調整する必要がございますので、調整の具体的内容を「都市計画審議会については、合併までに調整し、新市において設置する。」といたしております。

それから、都市計画マスタープランにつきましても松浦市のみが現在策定しておりますことから、調整の具体的内容を「都市計画マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

次は、6ページをお開きください。

ここでは、都市公園使用料及び都市下水道占用料の現況でございます。これにつきまして松浦市のみが規定されており、現行どおりとするをいたしております。

最後のページには、都市計画区域図を参考に添付いたしております。赤色に塗りつぶしている部分が都市計画区域の範囲ということで、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で都市計画関係事業の取扱いに関することについての説明、提案を終わります。よろしくお願いたします。

吉山会長

ただ今協議第42号 都市計画関係事業の取扱いに関することということで、4項目の調整内容の説明が終わりました。

これより質問、意見等受けたいと思っておりますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありませんね。

それでは、なければ取りまとめ作業を行いたいと思っております。

協議第42号 都市計画関係事業の取扱いに関することにつきましては、提案原案のとおり確認してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。そのように取り扱いをいたします。

それでは、ここで10分間の休憩を行いたいと思っております。再開を2時といたします。

午後1時49分 休憩

午後2時 再開

吉山会長

それでは、協議を再開いたします。

引き続き新規提案事項の協議に入ります。

協議第41号 建設関係事業の取扱いに関することを協議題といたします。

説明をお願いいたします。

北川建設部会長

建設部会の部会長をいたしております松浦市建設課長の北川です。よろしくお願ひいたします。

議案第41号 建設関係事業の取扱いに関する事について御説明いたします。

1 ページをご覧ください。

市道・町道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、認定基準は松浦市の例を基本とし合併後調整する。

道路占用物件については、新市に引き継ぐ。

道路占用料については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。

河川については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

河川の占用料及び使用料並びに採取料については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。

急傾斜地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

指名選定の基準及び格付けの方法については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。

国土調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

公簿、公図謄写の手数料については、合併までに調整する。

地籍情報管理については、合併後調整するというものでございます。

2 ページをお願いいたします。

ここでは、松浦市、福島町、鷹島町の市道・町道の現況についてお示ししております。1 級、2 級、いわゆる幹線市道・町道と、その他の市道・町道に分類しております。関係市町合わせますと686路線で、延長が約486キロメートルとなります。

各市町の市道・町道は、合併と同時に新市に引き継ぐものといたします。

また、新たに市道に認定する際の基準でございますが、関係市町で認定基準に相違があることや、合併後に調整を図る必要があるために、調整の具体的内容を「市道・町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準は松浦市の例を基本とし合併後調整する。」ということにいたしております。

次は、3 ページをお願いいたします。

3 ページから次の4 ページにかけては、1 市2 町で徴収をしている道路占用料をお示ししております。この占用料については、各市町とも長崎県道路占用料徴収条例を参考に条例化されている経緯等があり、また、新市の要件が松浦市と同一区分となりますことから、

「道路占用物件については、新市に引き継ぐ。」「道路占用料については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。」といたしております。

次は、5ページをお願いします。

5ページから6ページにつきまして、河川について載せておるところでございます。

松浦市、福島町、鷹島町の河川の状況でございますが、市・町が管理している準用河川及び普通河川というふうに分類しておるところですけれども、関係市町合わせまして175本で、延長が約127キロメートルでございます。「河川については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

それから、7ページから8ページにかけましては、関係市町で徴収をしております河川占用料、使用料及び土砂採取料をお示ししております。

これにつきましては、各市町で名称や料金がまちまちでございますので、松浦市の例を基本とし合併までに調整するといったしております。

次は、9ページをお願いいたします。

ここでは急傾斜地区を掲載しております。急傾斜地区につきましては、すべて県指定の急傾斜地区です。その中で9地区が関係市町で施行しております。そういうことで、「急傾斜地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

それから、10ページでございます。

公共工事の管理に関することでございますけれども、11ページにかけて関係市町がそれぞれ実施している指名競争入札を行う場合の現況をお示ししております。

各市町とも工事金額やランク等に相違がありますが、松浦市は法改正等に伴い、国、県の指導のもと、各要綱、要領を整備しておりますので、調整の内容といたしましては、「指名選定の基準及び格付け方法については、松浦市の例を基本とし合併までに調整する。」といたしております。

次は、12ページをお願いいたします。

国土調査でございますが、2町は完了してはいますが、松浦市が現在調査中で、これにつきましては新市において引き続き実施する必要があります。また、各市町の測量方法が違うため、精度に格差が生じておりますが、再調査には膨大な経費と期間を要するため、「国土調査事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

それから、公簿公図謄写の手数料については、取り扱う課や金額に差がありますので、合

併までに調整するをいたしてあります。

最後に、地籍等の数値情報化については必要と考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、関係市町それぞれ測量方法が違うために、その精度に差が生じておりますので、調整内容といたしましては、「地籍情報管理については、合併後調整する。」というふうにしてあります。

なお、最後の13ページには、公簿公図関係の手数料を参考資料として添付いたしてありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で建設関係事業の取扱いについて説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

吉山会長

ただ今協議第41号 建設関係事業の取扱いに関することについて提案説明が終わりました。

これより質問、意見を受けたいと思ひますが。

これらの調整内容でございませうか。確認していいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第41号 建設関係事業の取扱いに関することにつきましては、10項目にわたる調整内容で確認をさせていただきたいと思ひますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、ありがとうございました。それでは、そのように取り扱います。

それでは、引き続き協議第43号に移りたいと思ひますが、席の移動をお願ひいたします。

〔事務局、交代〕

吉山会長

お待たせしました。

それでは、協議第43号 学校教育関係の取扱いに関することを協議題といたします。

提案と説明をお願ひいたします。

黒木教育部会長

皆さんこんにちは。松浦市教育委員会・教育部会の部会長黒木と申します。よろしくお願ひいたします。

では、協議第43号（協定項目第40号）学校教育関係の取扱いに関することについて御説明

をいたします。

これにつきましては、調整項目が多ございますので、3ページ以降の現況調査表の説明とあわせまして調整方針を御提案いたします。

3ページをお願いいたします。

教育方針、努力目標について記載をいたしております。各市町とも基本的には県の教育方針に基づき、それぞれの教育方針を作成されております。当地域においては、平成17年度途中の合併ということもありますので、調整の具体的内容としましては、「教育方針、努力目標については、県の教育方針及び1市2町の例を基調として合併後調整する。」といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

奨学資金についてですが、福島町を除く松浦市、鷹島町で条例に基づき基金及び一般財源により実施いたしております。なお、福島町においては、財団独自の財源により実施いたしておりますので、この調整内容の対象とはいたしておりません。

この制度については、松浦市、鷹島町での年間の貸与者数、貸与金額等に相違があり、既に貸付決定をしている分もございます。また、新市においても継続して実施していきたいことから、調整の具体的内容については、「奨学資金、就学一時金については、松浦市の例による。ただし、平成17年度までに貸付決定されたものについては旧市町の例による。」といたしております。

次、5ページをお願いいたします。

児童生徒の健康管理についてですが、各市町とも基本的には学校保健法に基づいて行われているためにほとんど差がない状況でございます。ただ、知能検査等の任意項目及び検査項目の委託先等について若干異なっているため、調整の具体的内容といたしましては、「児童生徒の健康管理、就学時健康診断については、現行のとおり新市に引き継ぐ。実施方法等については必要に応じ合併後調整する。」といたしております。

次、6ページをお願いいたします。

学校用務員についてでございますが、採用の形態、給与等が各市町異なっており、各学校それぞれの事情もありますので、調整の具体的内容といたしましては、「学校用務員については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。」といたしております。

次、7ページをお願いいたします。

教職員住宅の現況を記載しております。教職員住宅につきましては、各市町にございまして、家賃が4千円から25千円となっております。これらの家賃は建築年度、床面積、立地箇所等により使用料を積算しておりますので、調整の具体的内容につきましては、「教職員住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

次、8ページをお願いします。

この中で語句の挿入をお願いいたします。

松浦市の欄の中で、目的、市、町、単独の補助制度、これの一番上の乗合の船舶を利用して通学する児童生徒、「児童」を挿入をお願いします。

それから、下の方の対象校等、この中に小・中学校、括弧書きで（船舶は飛島在住の今福中学生）となっておりますけれども、今福小・中学生、「小」を挿入をお願いいたします。

それでは、遠距離児童生徒の通学費補助についてですが、各市町とも国、または独自の補助制度により義務教育に係る保護者の負担軽減を目的とした補助を行っております。独自の補助制度については、各市町の小・中学校の統廃合の条件として制定された補助制度が多く、現在までの経過等を踏まえすと、合併に伴い、安易に廃止、調整ができないことから、「遠距離児童生徒通学費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ合併後調整する。」といたしております。

9ページをお願いいたします。

通学区域でございますが、これにつきましては松浦市、福島町、鷹島町の区域を合併に伴って変更するという必要性は特に感じられないことから、調整内容といたしましては、「現行のとおりとし、必要に応じ合併後調整する。」といたしております。

次、10ページをお願いいたします。

私立幼稚園関連を記載いたしております。

私立幼稚園、園児に対する補助につきましては、松浦市において国の基準による補助が行われておりますので、松浦市の制度をそのまま新市に移行することとし、「現行のとおりとする。」といたしております。

次、11ページをお願いいたします。

要保護、準要保護の児童生徒に係る補助金について記載いたしております。これも基本的には各市町とも国の基準によって補助が行われておりますが、準要保護の認定業務について各市町で認定する方法が違っております。統一した認定方法は合併後新市で決定することと

し、調整内容としましては、「要保護・準要保護児童生徒補助金については、国の基準のとおりとする。ただし、準要保護の認定業務については合併後調整する。」といたしております。

次に、12ページをお願いいたします。

学校施設の利用の負担ということで、使用手続、使用料等について記載いたしております。

まず、使用手続については、松浦市は使用する施設の学校長の決裁、福島町、鷹島町が学校長を経由して教育委員会の決裁が必要と、各市町で若干異なる部分がございます。

次に、使用料については、鷹島町を除きグラウンドのナイター及び体育館の使用について有料で、料金も異なっておりますので、具体的な調整内容といたしましては、「学校施設利用の使用手続については、松浦市の例による。使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ合併後調整する。」といたしております。

次、13ページをお願いいたします。

ここは、A L Tと申しまして、外国語指導助手につきまして記載いたしております。国際理解及び外国語教育の充実を図るために、現在、松浦市に2名、福島町、鷹島町に各1名ずつ配属され、各市町で実施されておりますが、備品等の各種補助制度に若干の差がございます。また、これらについては外国語青年招致事業内容に基づいた処遇を行ってほしい旨、県からの指導もっておりますので、調整内容といたしましては、「A L Tの各種処遇については、外国語青年招致事業内容に基づき、合併後調整する。」といたしております。

次に、14ページをお願いします。

ここは学校給食についてでございますが、当地域には松浦市に二つ、福島町、鷹島町に各一つの共同調理場と給食センターが設置されております。施設の建築年度につきましては昭和43年から平成元年までとなっております。管理運営につきましても、松浦市、鷹島町が直営、福島町が公社委託と違いがございます。また、建築年度の古い施設においては建てかえを検討されている施設もございます。

次に、給食の単価、徴収方法についてですが、これも各市町それぞれでございます。これらにつきましては、各市町の地域性及び実情等から現在の方式になった経緯があり、地産地消を推進する上からも、一概に共同購入による食材の仕入れ単価減が望ましいとは言えない状況にあります。また、各市町で構成されている運営委員会や献立決定機関の設置への影響を考慮しますと、合併前に統一するのは極めて困難と思われれます。今後、関係団体等とも十

分な協議調整が必要と考えております。

このような状況を鑑み、調整の具体的内容につきましては、「給食センター・給食共同調理場、給食費については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。」といたしております。

次、16ページをお願いいたします。

学校教育関係の各種委員につきましては記載をいたしております。教育委員会委員につきましては、特別職の部分で取り扱っておりましたし、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により委員数、任期が定められておりますので、ここでは記載いたしておりません。

まず、学校教育関係の奨学資金貸付審議会につきましては、福島町では現在奨学資金制度がないため設置いたしておりませんが、新市においては公正な奨学金貸し付けを行うために、調整内容といたしましては、「奨学資金貸付審議会の構成、委員数、任期等については、松浦市の例を基本とし、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。」といたしております。

次に、障害児就学指導委員会につきましては、障害を持つ子供たちの就学の適正化を図る趣旨で各市町に設置してあることから、調整内容としましては、「障害児就学指導委員会の構成、委員数、任期等については、1市2町の例を基本とし、合併までに調整する。」といたしております。

17ページをお願いいたします。

学校結核対策委員会につきましては、児童生徒の結核対策を検討するため松浦市のみ設置してありますが、新市においても引き続き設置する必要があるため、調整内容といたしましては、「学校結核対策委員会の構成、委員数、任期等については、松浦市の例による。」といたしております。

次、18ページをお願いいたします。

ここでは、学校教育振興に係る各種補助金等について記載をいたしております。各市町とも保護者の負担軽減や部活動の活性化並びに教職員の資質向上のため、各種補助金等を交付しているところであります。調整内容といたしましては、「学校教育振興に係る各種補助金等については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。」といたしております。

以上で協議第43号 学校教育関係の取扱いに関することにつきまして説明と提案を終わら

せていただきます。

吉山会長

ただ今協議第43号 学校教育関係の取扱いに関する事ということで提案説明が終わったところでございます。

ここで御意見、御質問等受けたいと思いますが。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦の田中です。8ページなんですけど、遠距離児童生徒通学費補助ということで、補助制度の対象になる市町独自の補助制度ということで、松浦市の方なんですけど、上志佐地区から志佐中へ通学する生徒の一部、これは全額補助なんですか。それと土肥ノ浦から今福小へ通学する1年生から3年生も全額補助か一部補助か教えてください。

あと、今福地区の方は木場地区の方と坂野地区とありますけど、こっちの方は実費で出しているのかということをお尋ねします。

吉山会長

わかりますか。答えられませんか。松浦の教育委員会。はい、どうぞ。

黒木教育部会長

今御質問の滑栄と上志佐地区につきましては、全額補助でございます。全部全額補助となっております。

田中委員

松浦の田中です。松浦市については全額補助ということですね。

黒木教育部会長

はい、そういうことになっております。

田中委員

先ほど言ったのは、木場地区とか坂野地区は子供たちがお金を出して行っているみたいなので、そちらの方はどうなっているかということをお聞きしたんですけど。

黒木教育部会長

うちの基準によりまして、木場につきましては4キロ以上というところに該当いたしますので、小学生は4キロ、そして中学生は6キロ以上というところで全額補助でやっております。

田中委員

通学距離によって違うんですね。

黒木教育部会長

はい、そのとおりです。小学生は4キロ、それから中学生徒は6キロということで、坂野は対象外となっております。

吉山会長

そのほか。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本でございます。3点ほど要望といいますか、お願いがございますけれども、まず第1点は、13ページの外国語の理解教育、国際理解教育の点で要望いたしますけれども、福島町ではALTの先生をずっとお迎えして国際語の教育を行っております。それで、松浦市、鷹島町においては中学校のみのようなことでございますけれども、福島町の場合は小学校に週1回、両小学校に派遣して教育をされております。福島町のこの制度を継続していただきたいという要望が第1点でございます。小学校に派遣するこの制度をですね。

もう1点は、この項目には上がっておりませんが、3校の共同研究授業の継続ということで、是非ともこれも福島町の従来までの教育の方針を継続していただきたいと願うする訳でございます。

第3点は、パソコン教育環境の継続、これも福島町はずっと続けておりますし、合併後もこれも続けていただきたいと。

3点をお願いを申し上げる訳でございます。よろしく願いいたします。

吉山会長

はい、志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

岡本委員の方からそれぞれの学校の特色づくりということで、総合学習のカリキュラムの中で取り組まれておることの要望がされたところでございますが、ALTプラス小学校においては町単独の英語指導助手を雇用して、単独で雇って、委託契約で雇って、国際理解教育を進めておるところでございます。そういうところのやはり独自の学校の特色を出すためには、そういう方で今後も引き続きさせていただきたいということでございますので、よろしく願います。

吉山会長

はい。それぞれ合併後調整するについて要望が出されたということで、理解をしておきたいと思いますが。

そのほか。ほかにあと二つほど協議題があるので。今日確認していいんですかね。もう特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第43号については取りまとめをいたしたいと思います。学校教育関係の取扱いに関することにつきましては、この提案の内容で原案どおり確認をいたしたいと思いますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい。それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

じゃ、引き続き協議第44号 社会教育関係の取扱いに関することということで協議題を移りたいと思います。

提案説明をお願いいたします。

黒木教育部会長

説明に入ります前に、1ページの枠内の部分で(41)社会教育関係の取扱いに関するものの一番上ですね。「教育委員会主要行事(成人式・運動会・文化祭)については、現行の」というのが二つ入っておりますので、「現行の」一つを削除をお願いいたします。

それでは、協議第44号(協定項目第41号)社会教育関係の取扱いに関することについて御説明いたします。

これにつきましても2ページ以降をもちまして説明と提案をあわせて行います。

まず、2ページをお願いいたします。

これは教育委員会の主要行事について、成人式、運動会、文化祭を上げております。

まず、成人式ですけれども、各市町とも開催期日や実施内容が異なっております。また、基本的に主催は首長部局でございまして、教育委員会が運営その他中心的役割を担っている関係上、社会教育関係の取扱いで記載をいたしております。

成人式については、非常に地域的な広がりなどがある訳でございまして、そういうところで現行のとおり実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして運動会でございますけれども、福島町、鷹島町とも町民運動会を2年に1回開催されておりますが、地区対抗種目を取り入れるなど地域挙げての行事でございます。松浦市においては旧町単位の運動会が開催され、それぞれ自主的に運営されています。また、各競技別の大会を市民体育大会と位置づけ開催されており、合併後においても引き続き開催されると思いますが、体育協会等の団体との協議も必要であると考えます。

それから、文化祭についてですが、毎年秋に各市町とも開催されております。17年度の文化祭については、合併の期日等を考慮いたしますと、日程的にも従来どおりとすることになるかと思われませんが、文化協会、また実行委員会との綿密な打ち合わせが必要であると考えます。

以上のようなことから、調整内容といたしましては、「教育委員会主要行事（成人式・運動会・文化祭）については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後調整する。」といたしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページから7ページにかけては、教育委員会行事の社会体育、社会教育及びその他社会教育関係について記載をいたしております。

8ページには、公民館の行事関係を記載しております。一応これは関連がございますので、あわせて一括して御説明を申し上げます。

まず、3ページから社会体育事業でございますけれども、教育委員会を含め行政が主催するもののほかに、実行委員会や体育協会、青少年健全育成会、婦人会等、社会体育、社会教育に関する関係団体が実施しているものが多数ございます。これらは当該団体が行政からの資金援助、人的支援を受け実施しているケースがほとんどであるため、今回の調整の対象といたしました。

調整内容の記載についてですが、印が行政主催、それ以外は関係団体主催の事業ということで、ここでは区別をいたしております。現在、各市町ではスポーツ振興のためそれぞれの地域性に応じた事業が企画実施されております。これらのほとんどが地域に深く根づき、各市町の伝統行事となっているものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、教育委員会行事の社会教育及びその他社会教育関係について記載をいたしまして、8ページには公民館行事について記載をしているところでございま

す。

全体的な社会教育関係の行事は、新市となりましても市民の文化レベルの維持向上の観点から、現在実施中の各種行事については、きめ細かな事業実施を行うこととしております。ただし、合併後の職員配置及び講師等のスタッフ体制について現段階では不透明なことから、不都合があれば合併後調整するということとしております。

以上のようなことから、調整内容としましては、「教育委員会行事（社会体育、社会教育、その他の社会教育及び公民館関係）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じ合併後調整する。」といたしております。

調整内容は以上のとおりですが、教育関係の諸行事については体育協会等の関係団体の協力がなければ実施できないもの、逆に各種団体の諸行事についても行政の協力がなければ実施できないものが多数あります。そういうことで、今後合併までに各団体代表者と各市町関係職員によります協議の場を設け、共通理解と調整を行ってまいりたいと考えております。

9ページをお願いいたします。

9ページから11ページにつきましては、公民館、資料館、文化会館施設等の所在地や開閉館時間等の現況を記載いたしております。

各市町の施設の開館時間、休館日、使用料、施設の設備内容は現在の地域実情に合わせ設定されていることから、調整の内容としましては、「公民館、歴史民俗資料館、その他社会教育施設、図書館、文化会館等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。運営内容は、必要に応じ合併後調整する。」といたしております。

また、社会体育施設の体育館、運動公園、武道館については、12ページから14ページにかけて記載をいたしておりますが、先ほどの公民館、資料館、文化会館等の施設と同様に利用時間、休館日、使用料等が異なっております。調整内容としましては、「社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。運営内容は、必要に応じ合併後調整する。」ということにいたしております。

15ページをお願いいたします。

15ページから20ページまでが文化財保護に関する内容を記載いたしております。これは各市町とも国、県、市、町指定のさまざまな文化財がありますので、調整内容としましては、「文化財（国・県・市・町指定文化財）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

それから、最後の20ページには、文化財関係の補助事業を記載いたしておりますが、松浦市、鷹島町で遺物保存処理、確認調査を実施しており、調整の具体的内容については、「文化財補助事業等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」といたしております。

次は、21ページから23ページにかけて、社会教育関係の各種委員について記載をいたしております。

社会教育関係の体育指導委員につきましては、スポーツ振興法第19条によりまして必置の委員となっております。また、社会教育委員につきましては、社会教育を振興充実するために設置しておりますので、調整内容といたしましては、「体育指導委員、社会教育委員の構成、委員数、任期等については、1市2町の例を基本にし合併までに調整する。」といたしております。

次に、21ページの下段から23ページに、公民館運営審議会、郷土史編纂委員会、それから各ハード施設の運営協議会等を記載いたしております。

まず、公民館運営審議会については、公立公民館における各種の事業の企画実施に当たり審議する機関として、そして文化財保護審議会につきましては、文化財に関する重要事項について調査、審議する機関として、市町で設置されております。また、次の各ハード施設の運営協議会等については、それぞれの施設の運営に関する内容の検討を行う機関として設置されております。

以上のようなことから、調整内容といたしましては、「その他社会教育関係の各種委員、審議会等については、業務に支障がないよう組織の統廃合も含め、合併までに調整する。」といたしております。

次、24ページ、25ページをお願いいたします。

社会教育関係の補助金を記載いたしております。

まず、ハード面に対する地区公民館施設整備事業補助金が松浦市、福島町において交付されておりますが、補助の内容が異なっておりますので、調整内容といたしましては、「公民館施設整備補助金等については、合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例による。」といたしております。

続いて、25ページをお願いいたします。

伝承芸能の保存事業につきまして、各市町でそれぞれ後世に伝えるという意味合いから補助金等の交付が行われておりますが、交付額等に相違がございますので、調整内容といたし

ましては、「伝承芸能等保存事業については、現行のとおりとし、必要に応じ合併後調整する。」といたしております。

以上をもちまして、協議第44号 社会教育関係の取扱いに関することについての説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今協議第44号 社会教育関係の取扱いに関することということで、10項目にわたる調整内容の提案説明が終わりました。

これより質問、意見等々受けたいと思います。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内でございます。3ページに関連してですが、この一番右に合併後調整することということで、各町いろいろな行事がありますから、合併後調整は結構でございますけれども、1市2町が合併する訳ですから、調整の段階で人的交流が十分できるような配慮をしながら調整をしていただきたいというふうなことを要望いたしておきます。

吉山会長

それぞれ独自色のある部分もそれを生かしつつ、なお、合併後速やかな一体性という人的交流を図る上でも大事なことからということで、そういったことを含めた合併後の調整をして欲しいという希望でございました。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。このことは金内委員からも話がありましたけれども、もう既に合併ということを経済的にいけば来年17年3月に合併議案が可決ということになった場合、恐らく先ほどの電算システム等々の問題も聞いておりますと、即合併が現実ということにはなりにくいんじゃないかという私なりの判断をする訳ですが、できましたら、これは行政ですから、合併をしなけりゃ予算が伴う問題でございます。しかし、少なくともやはり合併議案が順調に可決をされて3月に県等々に上げるという作業が終われば、すぐさまにでもこの社会教育関係の特に地域の催し物については、やっぱり今の1市2町の一体性を生み出すという意味から、即座にこういうものはひとつ計画をして人的な交流を図っていくということに設けていただきたいということをお願いいたしておきます。

吉山会長

ただ今要望ということですが、合併後調整するという内容のものについて、合併までに調整するという含みが今の御発言にあったかと思うんですが。

はい、どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。いや、実は、予定はあくまでも17年の3月を目途として合併議案の可決に向けてそれぞれやっていく訳ですね。ところが、実際の合併ということになりますと、先ほど申し上げましたように、電算システム等々の兼ね合いを見てみますと、すぐさま合併ということには難しいんじゃないか。したがって、3月の時点で合併議案が可決をされれば、もう4月以降から何らかの形でひとつ人的な交流を図られるような、そういう催し物なりをやっぱり取り組んでいければということで申し上げておる訳でございます。

吉山会長

わかりました。

その他。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。24ページの公民館の整備等についてお願いをいたします。

福島町につきましては、11集落がありまして、また集落の中に二つ、三つの公民館を持っている集落もある訳ですけれども、町の方のいろんな配慮によりまして順番にある程度整備が進んでおるところでございます。あるところにつきましては、いろんな町の施設として公民館を利用する場合も何力所かあります。そうした意味合いから、独自の公民館を持っているところも半分ぐらいある訳ですね。それについては今ここに書いてあるものが該当ですけれども、町の施設については町が十分に100%の修理なり補修なりしていただける訳ですけれども、ほかの地区については自分たちでやらんば訳ですね。順番にやっている場合に、合併で切れた場合に次に待っているところとか、かなり公民館が老朽化しているところについては相当な出費が必要になります。是非この辺も含めて、公民館という施設はやっぱり地域住民が集まるところでありますし、また行政も大いに利用するところでもありますので、松浦市もいろいろ書いてありますけれども、是非この辺を考慮していただいて、なるべく補助とか助成とかを考えていただければと思っております。公民館一つ建てるのに今は20,000千円、30,000千円という工事費がかかるところもあります。大きな公民館を建てる時にはですね。ぜひその辺を含めて合併前に調整するということですので、すぐその調整の中に入られると

思いますので、ぜひその辺も含めてお考えいただいて、地域住民のためになるような助成を
よろしく願いいたします。

吉山会長

合併までに調整する事項として、それにおける考え方として要望があったところござい
ます。

その他。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、これもまとめ作業に入っているですね。

それでは、協議第44号 社会教育関係の取扱いに関することにつきまして、10項目の調整
内容で確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、議案のとおり確認をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、引き続き協議を続けさせていただきたいと思います。

〔事務局、交代〕

吉山会長

それでは、お待たせいたしました。

協議第45号 病院（診療所）事業の取扱いに関するについて協議題といたします。

提案説明をお願いいたします。

川浪病院診療所部会長

お疲れさまです。それでは、協議第45号（協定項目44号）病院（診療所）事業の取扱いに
関することでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

病院、診療所の直営については、新市に引き継ぐ。業務委託については、合併までに委託
先と協議を行い、新市に引き継ぐ。

医師住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

病院（診療所）運営協議会については、合併までに調整する。

病院（診療所）使用料・手数料については、合併までに調整する。ただし、平成17年度に

については旧市町の例によるという提案でございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

1番目の病院と診療所につきましては、現在、松浦市に一つの病院と二つの診療所、福島町に一つの診療所と一つの分院、それから鷹島町に一つの診療所と一つの歯科診療所がございます。診療業務は直営で実施したり、業務委託で実施したりとそれぞれでございますが、直営につきましては新市に引き継ぎ、業務委託につきましては、合併までに委託先と協議を行い、新市に引き継ぐとしております。

2番目の医師住宅につきましては、各市町それぞれ設置されております。家賃は無料であり、調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐといたしております。

3番目の病院（診療所）運営協議会でございますが、現在、鷹島町のみが診療事業の運営並びに事務の合理化を図るために診療所運営協議会を設置してありまして、これにつきましては合併までに調整するとしております。

次に、3ページをお願いいたします。

ここでは、病院（診療所）の使用料・手数料について記載いたしております。1市2町で使用料や手数料を徴収いたしておりますが、金額に相違がっておりますので、調整する必要がありますが、合併期日が平成17年度、年度途中でございまして、年度途中で調整した場合に住民の皆様にご迷惑を招くおそれがございますので、調整の具体的内容は、「合併までに調整する。ただし、平成17年度については、旧市町の例による。」といたしております。

参考までに、4ページには病院（診療所）の施設概要、5ページに平成15年度の決算状況、それから、6ページには地方債の状況の資料を添付いたしておりますが、各病院、診療所の経営状況ということで、5ページの平成15年度の決算状況についてのみ説明をさせていただきます。

それぞれの病院及び診療所は、公営企業会計で経理されているものと、特別会計で経理されているものがございます。公営企業会計分を左の方に、特別会計分を右の方に分けて一覧表にまとめております。

まず、公営企業会計でございますが、松浦市民病院と鷹島町立診療所並びに鷹島町立歯科診療所が公営企業会計で経理がなされております。そのうち鷹島町立歯科診療所につきましては、民間に業務委託されて歯科診療収益分を鷹島町立診療所で受け入れ、その収益分をそのまま民間に支出されております。

公営企業会計には、収益的収支と資本的収支がございます。医業事業に係る分を収益的収支、それから建設改良費、医療機器整備及び企業債償還元金等の支出、これらの経費に係る補助金、負担金、企業債等の収入が資本的収支ということで整理をしております。

まず、収益的収支差し引きでございますが、左の表の上から12行目でございます。ここでは松浦市民病院が13,800千円のマイナス、同様に鷹島町立診療所の場合も2,622千円のマイナスとなっております。

次に、資本的収支差し引きにつきましては、表の下から10行目でございますが、松浦市民病院、鷹島町立診療所ともマイナスになっておりますが、松浦市民病院は過年度分損益勘定留保資金で、鷹島町立診療所は当年度分損益勘定留保資金及び現金預金並びに当年度末処分利益剰余金で補てんをされております。

それぞれの病院・診療所の累積の繰越欠損金（累積赤字）、繰越利益剰余金（累積黒字）の状況につきましては、欄の方は下から5番目になります。松浦市民病院が323,346千円の繰越欠損金、鷹島町立診療所が509千円の繰越利益剰余金、それから鷹島町立歯科診療所については、繰越欠損金、繰越利益剰余金ともなしということになっております。

一般会計からの繰入金等については、地方交付税の中で病院・診療所事業に係る経費が措置されておまして、この交付税算入分につきましては、表の下から4行目以降に記載しております。

一般会計負担金・補助金のうち交付税算入分ですが、松浦市民病院は下から8行目の一般会計負担金1億円に対し37,428千円、その他分が62,572千円となっております。

同様に、鷹島町立診療所は一般会計負担金24,000千円に対し交付税算入分が7,306千円、その他分が16,694千円となっております。

鷹島町立歯科診療所につきましては、一般会計負担金・補助金ともございません。

このように病院、診療所におきましては交付税算入分以外にも繰り出しがなされておりますが、地方公営企業は地方公共団体が経営する企業であるため、本来採算をとることが困難な事業でも公共的な必要性から行わざるを得ない場合があり、受益者負担の原則に適さない性格の経費については、責任を有する一般会計が負担すべきとされているところでもございます。

最後の欄の過年度分損益勘定留保資金でございますが、松浦市民病院が平成15年度末現在で72,814千円でございます。なお、鷹島町立診療所及び鷹島町立歯科診療所についてはござ

いません。

右の欄は、特別会計で経理をされております青島診療所と福島町立診療所の決算状況を記載しております。

一般会計からの繰入金等につきましては、上から8行目に太文字で記載しております。青島診療所で13,215千円、それから福島町立診療所で12,388千円となっております。

この繰入金等を含む歳入歳出差し引きは、表の中ほどに記載しておりますが、青島診療所で5,482千円、福島町立診療所で6,287千円となっております。

次に、一般会計繰入金のうち交付税算入分ですが、青島診療所が一般会計繰入金13,215千円に対し7,092千円、その他分が6,123千円となっております。

福島町立診療所につきましては、一般会計繰入金12,388千円の全額が交付税算入分でございます。

最後に、各病院、診療所の取扱い患者数でございますが、下段の表に施設別に入院、外来患者数を記載しております。

以上で説明を終わります。

なお、参考資料といたしまして、病院（診療所）事業の取扱いに関する資料としまして、地方債年度別償還状況をお配りしております。これは鷹島町も福島町も16年度に整備中な場合がございますが、16年度はまだ起債予定額の段階で率とか金額が確定しておりませんので、15年度末の起債償還状況を記入しております。

よろしく願いいたします。

吉山会長

ただ今協議第45号 病院（診療所）事業の取扱いに関する事とということで、4項目にわたる調整内容の提案説明が終わったところです。

質疑をいただきたいと思いますが、はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。要望とお尋ねをいたしたいと思います。

この2ページの松浦市民病院でございますが、合併いたします鷹島町にしても福島にしても、離島は医師不足ということで非常に医師の雇用については問題になっております。そうすると、今回1市2町合併いたしますと松浦市民病院が中核病院となりますので、中核病院に適したような、現在も医師5名、定員は7名で、2名不足というふうな状況でございます。

これは15年度の実績でございますが、平均いたしますと、結核病棟入れて 35.84%しか病床数が詰まってないと。空き病棟が25毎日出ているというふうなことでございます。これをカバーするには、やはり医師の確保が一番大事じゃないかと思えます。私たちのところも1名おりますが、これについては内科だったら、外科はよそに出ていかなければできないというふうな状況もありますし、合併後即中核病院としての機能を果たすような整備をしていただきますよう要望をいたしておきたいと思えます。

それと、3ページでございます。3ページの手数料について、これはお尋ねをいたします。

合併までに調整するという事になっておりますが、この表を見ますと鷹島、福島之死体検案書ということで30千円出ております。松浦については2,500円だということで、これについては12.6倍の差があります。調整する段階でこれだけ差があるのをどのような形で今後調整されるものか、これについてまずお尋ねをいたします。

吉山会長

要望1件と質問が手数料に関してございました。手数料に関しての、特に死体検案書で大きな開きがあるということ。自治体と調整の方針がスムーズにいくのかという不安も含めてございました。

川浪病院診療所部会長

ただ今の御質問でございますが、福島町さん、鷹島町さんの料金は手数料は北松医師会の統一事項に基づいて設定されております。この金額は松浦市の市内の民間病院も同じでございます。松浦市民病院だけが市民の利便性ということで今まで値上げを控えておった部分でございます。今度、年度途中で調整ができませんでしたので、年度がわりにでも右側の福島、鷹島さんの金額になるようにできるだけ近づけていこうということで調整を検討しております。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

ただ今鷹島、福島町については、松浦に並べていけば安いから助かる訳ですが、ただ今鷹島、福島に並べるというふうなことを言われましたが、こういうことが事務局としてできるんですか。これ実際私は北松医師会にも聞いております。鷹島についても勤務医でB会員、松浦市民病院についても勤務医でB会員としてお互いに北松医師会に加入がなされておしま

す。その中の決定か申し合わせか、どちらかとは言いませんけれども、その中で決められてやったことが鷹島、福島の使用料、手数料、松浦市については消費税ができる以前の金額で今まできているのがこの金額で、消費税だけを上積みしたという使用料が松浦市の使用料ということのようでございますが、お互いに組合に入りながら、そこで申し合わせたことが片方は15年も幾らもさきの使用料で行って、鷹島、福島についても七、八年前の料金でございますけれども、それで行っているということについては、やはり組合に加入しているわけですから、医師会にある程度歩み寄ったところの調整が必要だというふうに私は思いますけれども、一度に松浦市をここの料金を上げることが住民感情として納得いただけるものかどうか、その点をお答え願います。

川浪病院診療所部会長

すみません、説明不足で。実は死体検案書というのは警察だけが依頼する分ですので、こういうのはもう真っすぐ団体方面からの手数料につきましては右へ倣いというふうな形にしたいと考えております。ただ、個人から徴収する分、その手数料につきましてはもう少し検討して、上げ幅を小さくしたいと考えております。

吉山会長

いやいや、まだそこまでの話、詰めておるの。これ病院使用料・手数料については合併までに調整する。ただし、平成17年度については旧市町の例によるという話をしておる訳よね。先ほどの説明だと、年度がわりにおいてどうだという話が出てきておりましたけれども。しかも、それらのことについてはそこまで本当に、これからの協議、調整でしょう。それについて今の部会長の方からの発言というのは、ちょっと行き過ぎじゃないんですか。これから調整でしょう。それ主観を交えたという形にとらざるを得ませんので、これはちょっと先ほどの説明は撤回してください。これからの調整の中でどうするのかという部分を金内委員としては配慮すべき事項として出されたということで、そのことを含んでそれぞれ医師会等々、ほかの団体、関連する団体等々も含めながら今後合併までに調整をするという作業に入りたいと。

はい、どうぞ金内委員。

金内委員

鷹島の金内です。私が死体検案、これを出したのは倍数が一番大きいから死体検案を出した訳ですが、鷹島、福島等については医師1時間約10千円ぐらいかかる。そうすると、死体

検案となると二、三時間は時間を要する訳ですよ。診療は全くしない、警察の横についている。それだから30千円もらっても引き合わないというのが実情です。ところが、その中で松浦市は2,500円ということで、3時間もかかって医師が2,500円働いてきよったって病院は成り立たない訳です。だから、その点があるから、これは旧料金を使っているんじゃないですか。ほかの項目に言えば死亡診断書だって鷹島と2,100円、消費税を鷹島にかますればそれだけの差がある訳ですよ。住民側とすれば安いにこしたことはないのですが、決算で報告があつておつたように非常に赤字もあるということで、適当な値段は住民にいただかなければ運営ができないというのが実情です。だから、松浦市だけが便宜上こういう、松浦地区の医師会との問題もあるでしょうけれども、これは非常に今後検討してもらふ必要があるんじゃないかなということで発言をいたした訳です。

吉山会長

はい、その他。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。病院問題は、これは頭痛の種、いずれもそうだと思いますけれども、御報告になりましたベッド数からいきますと相当の空き数がそれぞれ松浦も福島もあるようでございます。今後の病院経営上、今後のお医者さんの問題もありませんし、また地域での利用についての啓発の問題もありませんけれども、できる限りベッドの空きのないような運営をひとつ検討をしていただきたいと。これは特に松浦市の方が大きい訳でございますので、私どものところを主体的に考えなきゃならんと思いますが、そういうふうな考え方でやっていただきたいと思います。

また、手数料の今の問題につきましては、やはり今後の調整問題となつておる訳でございますので、差し当たりどうするじゃなくして、やはり理解が得られる程度の適正額に引き直してもらいたい。特に赤字を抱えておりますと、それらも一つの財源としてとらえる意識を持っていただきたいと、このように希望を申し上げておきたい。

それから、公立病院というのは本来赤字が出て住民サービスのためという大もとはあるとかもしれませんが、やはり収支相償うような経営が望まれる訳でございますので、その中で先ほど資料をちょうだいいたしましたように、今後の償還財源の問題もある訳でございます。総額で16年度末では729,522千円と、こういう数字が出てまいっておりますけれども、やはりこれは効率的な病院経営をしてもらいませんと一般会計が負担しなきゃならん。

一般会計が負担いたしますと住民全員が負担する形になってまいりますので、いろいろな保険制度等との兼ね合いも出てまいりますでしょうし、また病院に食われたために、その他の住民サービスがおろそかになる。これじゃいけませんので、もう少し具体的に今後の立て直し策をつくって取り組んでいただきたい、そのように希望を申し上げておきたいと思います。

吉山会長

今、公立ということの中での経営の方向性、あり方について指摘も含めて要望があったところでございます。

はい、志水委員どうぞ。

志水勝輔委員

福島町のこの償還、16年度末 512,000千円、今建設してやっとでき上がったばかりですけども、診療所ですので、これ全額過疎債なんです。70%元利償還金の補てんがある訳です。そういうことで御理解いただきたいと思います。

吉山会長

今、志水委員の方から福島町の起債に係る補足説明があったところです。

他に。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。なかなか病院経営そのものについては、私ども松浦の場合もここに上げられておるように大変厳しい経営内容で現在進んでおる訳でございます。これ議会の中でも相当今後の病院運営ということについては厳しく指摘をしながらひとつ取り組んでおる訳でございますが、何せ現状がこの数字のとおりでございます。

ただ、今、福島志水委員からのお話でしたが、そうしますと、例えば6ページの地方債の状況ということで、16年度増減見込みということで書いてございまして、最終的には16年度末現在ということで、福島町さんの512,000千円ということが計上されておりますが、この金額は過疎債ということで、これが2分の1という考え方でいいんですか。(発言する者あり)70%。この70%を交付金で算入される。(発言する者あり)これのですね。

はい、わかりました。

吉山会長

その他質問も含めて。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本です。2ページの病院、また診療所の運営協議会、これは松浦市も福島町も
ございません。鷹島町だけが運営協議会があるようになっております。それで運営協議会、
松浦市も福島町も鷹島町に倣って設置するべきだと私は思っておりますが。

以上です。

吉山会長

はい、志水委員、関連ですね。

志水勝輔委員

本格的にはまだ稼働しておりませんが、やっと完成したばかりの診療所で医師体制、
特に当直の医師を今確保に努力しておるところでございますが、当然福島町もこの運営を見
るためには運営協議会というのを設置したいと、このように考えております。3月の定例会
で提案できるかどうかわかりませんが、できるだけそのような形で設置をしたいというふう
に考えておりますので、よろしく願いいたします。

吉山会長

ここでは運営協議会については合併までに調整するというところでございまして、その調整
についてやっぱり運営協議会はそれぞれ設置すべきだということでの意見が出されたところ
でございます。

その他。まとめてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。

それでは、先ほどから意見等々もあっておりましたが、そのことを踏まえながらこれより
取りまとめを行いたいと思います。

協議第45号 病院（診療所）事業の取扱いに関する事。このことについては、4点にわ
たる調整内容の提案があったところです。原案のとおり確認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、わかりました。そのように取り扱いをいたします。

そうしますと、本日用意をいたしました継続協議も含めた協議事項すべて確認をさせてい
ただいたところでございます。協議第38号等々につきましては大変長い時間皆さん方の御議

論をいただいたところでございます。それぞれの立場というものを頭に置きながら今後の新市が動いていくことを、それぞれの御意見というものを踏まえた中で動いていくということをお互いに勘案しながら今後対応を図ってまいれたらと、そのように思う次第でございます。

本当にこの合併協議、9月末から始めておりまして、おかげさまで順調に今日まで推移をして、今年最後の協議会も締めとして終わることができます。大変な日程が詰まった中で皆さん方には大変な御協力をいただき、心から感謝を申し上げる次第でございます。そしてまた、来年も引き続き組織機構の問題等々まだ懸案事項も今後提案されてくる訳でございます。皆様方の真摯な新しい地域をつくるための議論を、是非心からお願いを申し上げたいと思います。

では、事務局何か。特に事務局サイドとしてもないようでございます。

膨大な協議をしていただきましたそのことについて改めて感謝を申し上げて、第7回の松浦地域合併協議会を閉じたいと思います。本当にありがとうございました。

午後3時22分 閉会